

第百二十九回
参議院通信委員会會議録第三号

平成六年六月六日(月曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月三十一日

辞任

三重野栄子君

補欠選任

川橋 幸子君

六月一日

辞任

中川 嘉美君

補欠選任

木庭健太郎君

六月二日

辞任

山口 哲夫君

補欠選任

大森 昭君

六月三日

辞任

星野 朋市君

補欠選任

田村 秀昭君

木庭健太郎君

中川 嘉美君

六月六日

辞任

田村 秀昭君

補欠選任

星野 朋市君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

森 暢子君

委員

岡野 裕君

陣内 孝雄君

山田 健一君

栗森 喬君

岡 利定君

加藤 紀文君

沢田 一精君

林田悠紀夫君

及川 一夫君

大森 昭君

第十一部 通信委員会會議録第三号 平成六年六月六日【参議院】

出

○委員長(森暢子君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る五月三十一日、三重野栄子君が委員を辞任され、その補欠として川橋幸子君が選任されました。

また、六月二日、山口哲夫君が委員を辞任され、その補欠として大森昭君が選任されました。

○委員長(森暢子君) 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査のうち、郵政行政の基本施策に関する件を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○陣内孝雄君 大臣、御就任まことにめでたうございます。

私は、自由民主党の陣内でございます。大臣から表明された所信に關しましてお尋ねいたしたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

大臣は、国の内外の政策課題の実現のために、郵政行政においては情報通信基盤の整備と全国二万四千の郵便局ネットワークの活用等によって積極的に貢献していくというように所信を述べられたわけでございます。そして、それに向けて当面の重要施策をいろいろと掲げておられます。私は所信を聞いて、大臣が迫りくる超高齢化社会を前にして、より豊かで安心のできる社会の構築を目指し、また世界の期待にこたえて国際社会の調和ある発展のために貢献しようとする姿勢に期待を寄せたいと思つておるのでございます。

そうであるだけに、今年度の予算成立が大幅におくれ、したがってこれらの重要な施策がいまだに本格的な実施の運びに至らないというのはまことに遺憾なことだと思つております。しかも、所信の中で、大臣は長引く景気低迷に適切に対応することも重要な課題であると述べておられながら、その課題解決に欠かせない最も重要な今年度の予算が政治的事情から提案や審議入りがおくれにおくれしてしまい、今もって衆議院で審議段階にあるという異例、異常な事態となつておるのでございます。暫定予算のつなぎでは我が国の経済運営の指針は見えてきません。

私は、地元で零細な商工団体の代表をいたしておりますので、この一向に回復しない不景気に苦悩する関係者の実情をじかに見聞きしておるのでございますが、政治は一体だれのためにあるのかというような、こういう関係者たちのやるせない悲痛な叫びに私は一番胸を悩ませている昨今でございます。

郵政大臣におかれては、国務大臣としてのお立場でもございますので、所信でおっしゃったとおり、政府として責任を持つて長引く景気の低迷にどうか適切に対応していただくよう強く要望いたしますして質問に入りたいと思ひます。

まず、特定郵便局に關してお伺ひいたします。大臣は、郵政行政上の政策課題の実施に当たつて全国二万四千の郵便局ネットワークの活用の重要さを指摘しておられます。私は、中でも全国二万四千郵便局の大半を占める一万八千の特定郵便局の役割が大事であらうかと思つてござい

す。そもそも百二十年余り前になりますか、郵便事業が創業されたとき以来、三府五港、つまり東京、大阪、京都という三府と、それから神戸、横浜などの五港のある大都市を除きまして、特定郵便局、當時はたしか郵便取扱所と言つておつたと思ひますが、そういうものをもつて、地域社会の信望を担い得る人材を局長として任用し、自営局

舎によるいわゆる特定局としての営業が一村一局思想に基づいて展開されてきたのでございます。それがその後、そういった努力の成果として今日の全国ネットワークができておると私は理解しております。

しかし、このような歴史的な発展経緯を持つ特定局も、昨今の余りにも経済的合理性を追い求める社会の中で、特定局長が本当の機能を発揮する場がだんだん狭まってきているんじゃないかという心配の声も聞くわけでございます。

しかし、私の地元で知る限りでは、特定局長さんたちはいわゆるばさばさ精神のようなものを依然として旺盛に持ち続けておられます。文化活動を初め、いろんな面で地域コミュニティーの中心となるべく頑張っているわけでございます。

例えば、旧街道に局舎を建てる場合には、町並み、景観づくりの先鞭を切って風格のある蔵づくりをモチーフしたものを建てたり、あるいはギャラリーのある郵便局を建てたりしているのを見るにつけても、これでは規定の局舎料では到底賄い切れないではないだろうかというような心配さえ私はするときもございいます。

一方、過疎化、高齢化の進む地域の特定局長も、経済基盤が弱いというハンディにもめげずに、強いボランティア精神を持って、あまねく公平なサービスに徹しようということで営業努力を続けておられる姿も見受けるわけでございます。しかし、何と云っても、山村、過疎地域というところでは努力の割には数字の上の成績としては上がりにくい面もございいます。報われないことが多からうというふうに私は懸念を持つものでございいます。

特定局につきましては、このほかにもいろいろ課題があるかと思いますが、特定局ならではのいろんな対応で払われておりますさまざまな努力と苦勞をしっかりと評価していただきまして、とりわけ昇格とか手当、給与など処遇の面で十分配慮あるいは反映していただきたい、かように思うわけでございます。

そこで、大臣のこういふことに対する基本的なお考え方を初めにお伺いさせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(日笠勝之君) 特定郵便局長さんは、全国二万四千の郵便局の中にありまして一万八千五百局、約七六％のシェアを占める大変重要な基幹的な部分のお仕事をされると認識しております。全国津々浦々、全市町村三千三百にも配置がされております。それぞれの地域におきまして、地縁性血縁性等を生かしまして、地域に深く根差した事業活動のみならず、ボランティア活動等々にも御参画をいただいていると認識をしております。

郵政省といたしましては、こうした特定郵便局長の職務の重要性にかんがみ、その任用については特定郵便局長としてふさわしい責任感と行動力を有している者であれば若くして登用しているところでございます。また、転勤がなく、定年についても六十五歳と定めており、人事面でも十分な配慮を行っていると思ひます。

一方、給与面では、こうした特定郵便局長の努力に報いるために、特定郵便局長独自の俸給表を昭和六十三年から実施しております。処遇面の改善を図ってきているところでございますが、特に、先生おっしゃったような過疎地域、離島などの比較的規模の小さな局の局長についても昇格の機会をふやしたり、また管理職手当について事業への貢献度合いなどを総合的に勘案いたしまして、より上位の支給区分を適用できるよう措置するなど、その処遇に配慮しているところでもございいます。

今後とも、特定郵便局長の人事、給与面の処遇などに配意いたしまして、さらに改善に努めていく所存でございいます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○陣内孝雄君 特定郵便局については、例えば自営局舎の相続に対する優遇措置、農業の場合は農業後継者が農地を譲り受ける場合には納税の猶予措置などがございいます。郵便局舎についても公共

性の高いものでございいますのでそういったことは相当配慮されているかと思ひますが、最近地価も高騰しております。いろいろ悩みも多いと思ひますが、その点についても御配慮いただきたいと思います。うわけでございいます。

○国務大臣(日笠勝之君) 先生御存じのとおり、平成六年度の税制改正は既に通じていただきました。感謝申し上げます。

私たちが、与党の政策幹事会の中に税制の検討ワーキングチームを設けましたときにこの問題が持ち込まれました。そこで、何とかこれは事業継承という、地域の核でございいますから、これは大事であらうということで、御存じのとおり二百平米までの郵便局の敷地につきましては課税価格の八〇％を減額できるというふうにいたしました。既に衆参ともに御可決をいただいているところでございいます。

今後とも、特定郵便局舎が円滑に相続され、引き続きその場所におきまして郵政三事業等々が継続してございまして、税制上の措置についても的確に対応し、財政当局とも相談をして進めていきたいと思ひております。

○陣内孝雄君 よろしくお願ひします。

次に、電気通信行政についてでございますが、これについては二十一世紀に向けた新たな情報通信基盤の整備プログラムを策定するというところでございいます。既に先月は電気通信審議会から「二十一世紀の知的社会への改革に向けて」という答申がなされました。いずれにしましても、これが郵政省としてのこれからのプログラムの策定に当たっての土台となるであらうと思ひてございいます。

このたびの答申を読みますと、公共的アプリケーションの目標時期とネットワークインフラの整備目標を掲げて、そのプログラムが示されております。いずれにしても、二〇一〇年には光ファイバー網の全国整備を完了し、二〇〇〇年までには医療、教育、行政等の公共的アプリケーションの開発、導入を実段階にまで進めることをめど

にしておられるようでございいます。

また、光ファイバー網を二〇一〇年までに整備するコスト試算では、配線部分を地中化しない場合について、配線方式によって異なりますけれども三十三兆円とか五十三兆円の多額な費用を要するようでございいます。配線を地中化するというところになりますれば、これに別途に四十二兆円が加わるということで、総額は七十五兆円または九十五兆円となりそうですが、NTTなどの年間投資額は一兆八千億程度だろうと思ひわけでございまして、そういうものから推しはかれますと、民間投資では二〇一〇年までの残された十六年間にネットワークの整備を進めていくというのは大変難しいことではなからうかと心配するわけでございいます。

民間主体でネットワークの整備を進めるということは、基本的にはそうあらねばならないということではございますが、民間の力だけでは不十分であらうと思ひますし、とりわけ二〇一〇年までに整備完了しなければ、いろいろな面で日本の将来の発展あるいは豊かな生活の実現がおぼつかないというふうなところでございいます。そういうことを考え合わせますと、国としても積極的な取り組みが必要になってくるのではないかと思ひわけでございいます。郵政省においてはその点どういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 昨今の情報通信分野におきます技術革新、これを踏まえまして昨年の三月、先生お話をありましたとおり審議会に諮問いたしました。この五月三十一日、二十一世紀に向けた新たな情報通信基盤の整備についてというところで情報通信基盤整備プログラムを答申として私どももいただいたところでございいます。

その内容を少し御紹介申し上げながら、私どもの考え方を申し上げさせていただきますというふうに思ひます。

まず、情報通信基盤整備というような観点からはネットワークとアプリケーション、大ざっぱに分けて二つのことについて提言をいただいで

まず、ネットワークについてでございますがこれは民間企業の効率性、これが最大限に発揮されるのが望ましい、こういうふうに答申は言っております。加えて、国としては民間企業による整備の円滑な進展が可能となる環境を政策的に整備するとともに、消費者利益を確保する立場から、地域格差、負担格差を最小限にとどめるような適切な施策を講ずるべきであるということも提言されております。

ありますが、公的なアプリケーションの開発、導入については政府が主導的な役割を果たすことにより情報化の先導及び初期需要の喚起を図っていくことが重要という提言でございます。

なお、具体的には、ネットワーク整備の促進については、民間企業による整備が進捗していない加入者系光ファイバー網の整備を加速するため、民間事業者を対象とした無利子融資等の金利負担軽減のための新しい融資制度の創設が必要、こういう提言でございます。

先生からもお話がございましたとおり、今NTTあるいは私どもの試算によりますと、いわゆるネットワーク部分だけでも最低十六兆円というふうに見込んでおります。もし、これNTTが引いてまいりますとすればほぼ年間一兆円という平均の計算になりますが、特に当初立ち上りの部分につきましては先行設備投資といえますか先行整備期間でございますので、いわゆる先行投資と収束が入がなかなか見合にくい時期でございます。特に最初の五年間はそういうふうに受けとめております。そういう意味からは、財政負担等についてなるだけ軽減をしていくという措置を政府としてとるべきではないかというふうに考えております。

さらに、アプリケーションの部分でございます
が、いわゆる社会資本整備の新たな展開というよ
うな観点から、予算のより柔軟かつ重点的な充
当が必要、こういうふうに提言をいただいており
ます。

私どもとしては、以上の答申の指摘を踏まえて、関係する省庁とも密接な連絡を図りながら財政当局に働きかける等によりまして、この情報通信基盤の整備に向けて政府としての役割を十分認識しながら積極的に取り組んでまいりうまいというふうに考えております。

○陣内孝雄君 そのことに関連しまして、私はこ
ういった情報基盤整備を進めていく上で、この中
でも指摘されておりますけれども、ケーブル類の
地中化は積極的に取り組むべきこれからの重要な
政策課題だというふうに思うわけでございます。
ケーブル類の地中化はネットワークパイプライン
の安全性とか信頼性、防災対策を進める上で、ま
た町並みの景観の改善等の観点からも不可欠なこ
とでございます。

また、電柱が除去されることによりまして交通事故が減り、被害が減少するということは確かなことでございまして、これについてはちよつとデータで申し上げますと、電柱との衝突事故による死傷者は全死亡事故の五％で、被害額は年間二千五百億円に上つておるといふようなことも言われております。

さらに、電柱を除去すれば、それにより当然歩道空間が確保できることになるわけでございますけれども、仮に四十万キロにわたって電線類の地中化が進んだ場合には約二十五兆円の歩道の確保が行われたというものに相当する、こういう膨大な効果の試算もあるというふうに聞いております。

他方、共同溝などでケール類を地中化いたしますと、路上工事を削減できることによって交通渋滞などが緩和される。これも金に換算すると年

事業の実施に当たりましては、事業費を確保するということがまず第一でございます。これは公営共投資十カ年計画、四百三十兆を対米経済関係の改善等のためにも大きくふやさなきゃいかぬような事態にきていると私は思うわけでございますが、関係する機関あるいは省庁と協力いただきますして、とりわけこれは道路に埋設することになりますので、道路管理者等との綿密な連絡もとりながら積極的に、効率よくといいますかスムーズに施策の推進ができるように御努力いただきたいというところをお願いさせていただきます。

それから、時間の関係でちょっと先へ進ませていただきますが、放送行政のことについてお伺いしておきたいと思います。

地方放送局というのは現在四波体制が進んでまいりまして、もともと弱い地域経済の上に成り立っている経営でございますので、一段と経営環境が厳しくなってきたのではないかと、いうふう

うに心配しております。中央放送局というのは中央経済とかあるいはブロック経済に支えられて、そこからスポンサーになってもらって経営を成り立たせているという面が非常に強いわけでございます。四波体制が完成しますと、その中央とかブロックのスポンサーが地方放送局に直接つかなくなるようになるんじゃないか。そのことは、地方

放送局が独自番組を制作できるような経営状況が崩れていくんじゃないかというふうに私は心配をするわけでございます。

情報格差をなくするということは、これはもう当然大事なことでございます。規制緩和ということも大事なことでございますが、単なる中央から下の電波を中継するような地方放送局に成り下がってしまいますと、これはまた地方の文化の進

多メディア・多チャンネル時代を迎えまして、それを充実するために放送番組の素材となる映像等を収集、制作、管理する事業を支援していくということが今度の法律の中で一つの柱になりました。これは非常にいいことだと思いますけれども、こういうような中でか、あるいはその他の方法でもってやっぱり地方文化を育てている地方放送局の経営が成り立つような方策も取り組めないものかどうか、あるいは素材を集める中でやっぱり地方の素材を優先的に集めるとか要望を聞いて取り上げていくとかいうような中でこういう素材収集の強化、普及を図っていくという方法も一つあるんじゃないかなという気がしますので、その点についてのお考え方をお伺いしたいと思っております。

○政府委員(江川見正君) 先生御案内のとおり郵政省としましては情報の地域格差の是正という観点から、民間放送につきましては、四波化と申しておりますが、全国で四つの放送を見れるようにしようということで進めてまいりまして、現在三十三の都道府県、人口でいきますと九〇%弱の方々が四つの放送を見れるようになっていゝこととは御案内のとおりでございます。

現在のそういう地上民放局といえますのは、先生ただいまお話がございましたように、広告収入を財源としているところでございますから、放送の事業者が二つから三つ、三つから四つに地域でふえますとその分だけ競争が激化するということが当然出てまいりまして、これが先生がおっしゃいますような経営を苦しくするのではないかと、いう一面につながっているのではないかと思われまします。それは、従来から二局を三局に、三局を四局

にするときにはいつも問われてまいりましたが、特に最近、いわゆるバブルの崩壊と申しましたが、そういうこともありまして大変苦しいという声は承知しているところでございます。

ただ、その半面ですが、それだけ競争が激化する分だけ、それぞれの放送事業者というのはよい番組をつくらなければお客がいますか広告がつかないということがありまして、その地域のニーズをくみ上げまして、切磋琢磨することによって獨創性に富んだ地域の文化の発展に資する放送番組の提供が行われるようになるという動機にもなるわけでございまして、そういう点でも今各社が頑張っているというところが見られまして、大変放送事業者たちがそういうふうに頑張っていることについてありがたい、うれしいことだなと思っております。その意味におきまして、四波化をすることが直ちにその地方の文化の発展等に悪影響を及ぼしているものだというふうには一概にはとれないのではないかなと思っております。

そうはいいまして、郵政省放送行政局としても環境の悪化に對しましていろいろな手は打たなきゃいけないということで、細かいことはここでは申し上げませんが、例えば財政投融資資金でやってみたり、税制問題に對して応援してみたり、それから人材の研修事業を支援してみたり、ただいま先生おっしゃいました放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法、番組をつくるに当たりましては素材を安く提供していいものをつくってもらおうではないかという番組制作環境整備というようなことをやろうと考えているところでございまして、そういう法律を今回お願いしているところでございますが、そのようなものなどによりましていろいろと応援をしているところでございます。

○陣内孝雄君 最後に、簡易保険事業についてお尋ねしたいと思います。

所信の中で、国民の自助努力を支援するため、商品や運用制度の改善、加入者福祉サービスの充

実に努めると述べておられるのでございますが、私はこれについては簡易保険の加入限度額を引き上げることをお願いしたいと思うのでございます。

と申しますのは、簡易保険の加入限度額は昭和五十二年の九月に一千万円に引き上げられ、また六十一年に一定の条件のもとで実質的に千三百万円に引き上げられたのでございまして、既に七年以上も据え置かれたままになっておるということでございまして。現在進行しつつある本格的な高齢化社会に備えようという国民の自助努力の意向もありますので、早急にこれにこたえていただきたいと思います。

民間とか農協の生保を見ますと、通計制度を繰り返して運用できるようなこういう方法もあるわけでございますので、こういったことも簡保の中で、例えば法の改正あるいは省令、政令の改正等の運用の面でできるような面もあるかと思いたすけれども、ひとつ前向きに早急に実現してもらいたい、こうお願いいたしますので、それについてのお考えを伺わせていただいて終わりたいと思います。

○政府委員(高木繁俊君) 保険の加入限度額につきましては、今先生御指摘のとおり、七年以上据え置きになっております。

この七年以上の経過の中で社会経済環境も随分変わってまいりました。国民所得も国民総資産も大きく上がってまいりました。また、保険としての保障のために必要な額というものもやはり考え方として随分大きく期待されている、こういう状況変化がございまして。またもう一方で、加入限度額の引き上げについての強い、また多くの御意見、御要望も私どもは聞いています。ところでございまして、もろもろ考え合わせますと、保険の加入限度額を見直すべき時期にあるというふうに私どもは認識いたしております。

具体的な引き上げ方法につきましては、今先生おっしゃいました通計制度というものもございまして、いろいろな方法があるかと思っておりますので、

御指摘の点も含めまして今後検討させていただきます。このように思っております。

○陣内孝雄君 終わります。

○及川一夫君 日笠郵政大臣、御就任を歓迎いたします。

大変な内閣の現状にあるし、とりわけ通信委員会の任務もこれからの社会に向けて大変な役割と責任がある、こういうふうには自覚をいたしておるものです。とりわけ大臣は衆議院でも通信委員会の関係も深いようにお聞きいたしておりますので、これからの通信行政、郵政行政についてこれまでの経験を十分にひとつ発揮していただくように私からもお願い申し上げます。

それで、二十五分という時間でございまして、何かともいってわけにいかないわけですが、郵政大臣の所信表明を聴かせていただきますと、やはりかなりの部分で電気通信行政関係に相当力を入れられているというふうには私は受けとめております。したがって、この辺を中心に御質問なり大臣の態度をひとつお聞きしたいというふうに思っているところであります。

ここに述べられていることについては私もそれなりにわかるわけでございまして、大抵七項目にわたって郵政省としての通信行政に対する対応、ことし一年あるいは五年かかるかもしれない、十年かかるかもしれない、そういうことを含めて出されておりますから原則的に理解ができ、賛成する立場に立つわけであります。

ただ、ここに述べられていることを結論的にとらえたら、一体何に向かってこういう行政をやろうとしているのかという結論部分がどうしても見えてこない。私自身はある一定のことを想定はしているんだけれども、それに向かっているのかどうか、何に向かっているのかというのか、そのところをまずもお聞きしておきたい、こう思っています。

○国務大臣(日笠勝之君) 先日の所信表明で述べましたように、郵政行政はいわゆる郵便、貯金、

保険という三つの大きな国民サービス直結型と、それから放送とか通信というこれまた情報面で欠かさない分野と、二刀流と申し上げます。宮本武蔵は二刀流でございまして、二刀流の観点で申し上げておるところでございまして、特に郵政三事業の方は安定的に低廉なサービスを続けていくということが重要であらうと。

それから、もう一つの方の電気通信行政関係は、まさにこれから二十一世紀の高齢化社会、また国土の均衡ある発展などを展望いたしまして、御存じのとおり、五月三十一日に電気通信審議会から答申をいただきました。実はあれをこれからどのようにして政策的に拡大をしていくか。もちろん、財政の面、また税制の支援の面、官民の役割分担、また各省庁との連携といいたすように、こういうものがたくさんございまして。

ですから、あの答申を踏まえまして、これから各省庁ともよく連携をとりながら、財政当局ともよく相談をしながら、これからの二十一世紀、二〇一〇年へ向けて政策展開をしていきたい。先生もよく御存じのように、いよいよ郵政省が政策官庁として実質的に羽ばたいていくときがこの契機ではなからうか、かように考えておるわけでございます。

そういう意味では、二万四千の郵便局を基軸とした着実なサービス、そして二十一世紀の高齢化社会等々に対応する電気通信、情報通信の基盤、こういうものを二刀流で今後政策展開をしていきたい、こういう趣旨のことを申し上げておるつもりでございます。

○及川一夫君 大臣の答弁になりますと、中身は違いますが、似たようなものも今言われた筋道で大臣は答えることになる。しかし、それならば、これまでの間にいわば一つのものにしていく、内閣は一つである、したがって情報産業あるいは電気通信にかかわるネットワークの利用の問題については一つのものをつくっていくという固まりの会議をお見受けしたことが実はないんです。

そして、我々の目の前に出てくるのは、例えば通産省でいうと産業構造審議会情報産業部会報告というものが出てまいります。厚さも負けず劣らず。しかし、字の方は通産省の方が大きくてこっちの方が小さいから、電通審の答申の方が量が多いんだらうと思ふ。そして、答申の方では、「二十一世紀の知的社会への改革に向けて」ということを書かれておるし、当然我々も意識をしななければならぬ問題なんだが、大臣答弁のように本当に僕は一本のもので発足してもらいたい。

そして、そこから国民に呼びかける、同時に産業界に呼びかける、そして我々の生活はこう変わるんだ、こう便利になっていくんだというように、そして報告書であったり、こちらは答申で命題が打たれているが、一方ではマルチメディア時代などという言葉がありまして、二十一世紀の知的社会への改革と違ふのかというふうに対置して見てみると、そう何も違つてはいない。幾つ言葉はあるんだけれども、中身は皆同じというのが私は現状だと思うんです。

競い合うわけですから、そういう意味ではいろんなタイトルをつけ直して我々も我々もということでは決して悪いことではないのかもしれないけれども、しかし中身を讀んでみると、先ほど五十嵐局長が答えておられましたけれども、端的な例がいれば官主導でいいというのと民主導でいいというのと、民主導させて官が支える、協力していいというのと、官主導でそれやれあれやれ、やつたらこういう優遇措置があるよというあたりなんかはこの両方を見ると違ふわけですね。どちらがいいかというのにはなかなか判定できませんよ。それは物によっては官主導でいかなければいけぬというものもあるかもしれない。特に公的部門なんかはそうでしょうね。

ですから、そういう点を含めて、大臣がおっしゃられたとおり、何とか内閣として一本の部門をつくるというか、別に機関をふやせというわけではないですが、そういった総合的な会議があつて、そしてそれぞれの省庁が役割、任務を

明らかにして作業をして、そしてそこにまた戻して一本のものにしていくという方向が私はとれないのかというふうに思ふのであります。

特に、アプリケーションの問題なんかについては郵政省だけではどうしてもやれないわけですから、どんなに頑張つてみても、それぞれ専門のセクションがあるわけですね。しかし、郵政省も負けじとばかり触れようとして触れておりますが、この答申の中では要するに資料五という格好で、資料に付されてこういう箱書きに実はなつていけるわけですね。通産省の方はかなり具体的ですよ。アプリケーションの個々の問題についてこうしよう、こうなる、そしてこのように発展をさせていきたい、そうすれば生活はこうなりますよというふうなことが出てくるんじゃないかというふうに私は思いますので、ひとつそういう立場から、政府として一本の総合した一つの大きな会合というものを内外に宣言をして始めるといふことはできないものでしょうか。これはお願いいたします。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 今回いただきました電気通信審議会の答申でございますが、これにつきましてもはいわゆる二十一世紀に向かつて新たな情報通信基盤の整備、これにつきましても幅広く御議論をいただくということで、各省庁の所管にこだわらず御議論をいただいて総合的なビジョンをお示しいただいたものというふうに私も受けとめていこうと思つております。

具体的には、先生お持ちの答申の中にも七ページに記載されておりますが、情報通信基盤という概念を四層に分けて整理をいたして私どもに提言がされております。

一つは、ネットワークインフラそのもの、これが第一層ですが、第二層にはいわゆる情報通信分配機能あるいは受発信機能ということ、端末を含めたいわゆるプラットフォームと言われるようなソフトと申しましようか、このアプリケーションにあるいは応用データベースというものが第三層、ここは具体的にコンテンツということが一番重要な部分と言われているところでございます。そしてまた、それは価値観や法秩序、そういうものにまで影響を与えて見直していかなければならぬというふうな私どもに総合的なビジョンとして示されたものというふうに思つております。

先生御指摘のありました九十五ページのアプリケーション普及のために改善が期待される制度、慣習ということにつきましては、こういった情報通信基盤が整備されていく段階、そしてリアルビジネスが出てくるというふうな段階でこういった制度についても見直していかなければならないというところで、各省にわたるものについて答申が触れているということでありまして、もちろんこの答申に掲載されるに当たりましては、それなりに各省と連携をしてここに掲載されたというものでございまして。

先生御指摘のように、特にアプリケーションについて申し上げますと各省にわたるものがございます。例えば、医療関係で厚生省とかあるいは文部省とか、この辺のところ極めて重要であります。各省との連携ということでも申しますと、基盤整備という観点からは特に建設省等との連携もございまして。

そういった意味で、今回示された情報通信プログラムという具体的な国としてのプログラムが総合的に出されたということで、関係する例えば電話会社あるいは放送会社、そしてコンピュータ会社、メーカーと言われるような各産業がこの整備プログラムのもとにビジョンを持って進んでいくだけではないか、そういう意味があるんじゃないかというふうに思つております。

なお、先生御指摘のように、アプリケーションについては私も一省に限るものではございません。先般、六月三日の閣議におきましてもこの答申につきましても大臣から御報告をさせていたいただき、各省に協力を要請したというところでございます。私も私どももいたしましては、現実には、例えば高齢化社会と情報通信のあり方というふうなことで厚生省と一緒にさせていただき調査研究会を持

ち、具体的なアプリケーションの開発をやっている等々がございます。

ただ、先生御指摘ありましたとおり、各省から、例えば厚生省におきましても情報化推進連絡本部を設置するとか、文部省においてもマルチメディアに対応した著作権の問題、そういった検討がなされるとか、あるいは建設省においても道路の地下埋設について検討がなされるとか、各省がいろいろな形でこのことについて積極的に関わり込んでいただいているということ自身は情報通信基盤の促進という観点から非常に意味があるというふうに考えておりました。今後ともより一層関係省庁との連携を図りながら推進をしてまいりたいというふうに考えております。

○及川一夫君 ありとあらゆるものが在宅、いながらにしてさまざまなものが提供されるという社会にならう、またしていいこう、こういうことですから、ぜひ大臣にはどことが主体になるか、どことが責任者になるのかというふうなことを含めた総合したそういう推進機関というものを、推進会議というものをつくつていく勢いをひとつ内閣としてとってもらいたいものだということを私は強く要請をいたしておきます。

それで、次に移りたいと思うのですが、僕はもうしても今までの郵政がやってきた中で許せないというものが一つある。これも短時間でできないことですが、モトローラ問題です。郵政省として一体これは満足したやり方なのかどうか。これは神崎前大臣がおられるときの話ですから、御本人を前にしないで恐縮なんですけれども。

どっちにしても、モトローラは日本にある移動体通信、IDOとかドコモとか、そういう通信というものを主体にしてやる会社ではない、メーカーじゃないかと。ずばり言うて日本の日本電気とかパナソニックとか、そういう会社と同じように位置づけられるものであるところにモトローラの機械が使えるような電波を与え、IDOという会社と別に合併も何もしないわけじゃないんです。が、資本金も何も出しているわけじゃないんです

けれども、どちらにしてもIDOという会社はお客様であるはずであります。モトローラが業者である。こういう関係の中で一定の結論を出しましたよね。

IDOの副社長に言わせれば、三百三十億とかく負担増になってしまった。百十億の資本金しかない会社にとっては、トータル六百億も支出をしていくということは大変な会社の浮沈にかかわる問題だと。そういうことがありながら、郵政省が間に合ったのかどうか知りませんが、モトローラとの関係でとにかく合意をさせた。

そして、四半期ごとに、その目標を立てた数値

ということになるんでしょうか、これを買いたくない、このぐらい中継所をつくりなさいということについて本当に実施をしていっているのかどうか、郵政省として把握をして、それを何かアメリカ政府に報告するような、そういうシステムでもって協定が結ばれたということについては、これは移動体通信に限らないんじゃないか。その他の産業にも、そういうシステムでもって日本産業に迫られてくるというのを考えると、まさにアメリカの属国という関係に読みかえることだってできるんじゃないかと。果たしてこれでいいのかというところが、日笠郵政大臣、私は大きな問題だと思ってるんですよ。まさか許すという言葉は出ないんだろけれども、どちらにしてもそういう大きな問題があるということについて郵政大臣としてどうお考えか、それだけをお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(日笠勝之君) 私が就任してすぐそのことを聞きまして、私の理解しているところでは民間同士の一種の契約であると。その民間同士の契約を政府としてできること、すなわち周波数の割り当てを一・五メガサイクル移すとか、そういうことについてはこれは郵政省に権限があるわけですが、そういうのはもし合意ができれば認めましようとか、これは民間同士のいわゆるビジネスライクな合意を郵政省としてできる限りのことは

やりましよう、こういうふうなことの合意がなされた。三月十二日に合意がなされて、神崎前郵政大臣とモンデール大使との間にそういうお話があったと、こういうふうな聞いておるわけでございます。経過がもし御必要ならば事務方の方から御答弁させても結構でございます。

○及川一夫君 いや、流れは全部知っているんです。それで、担当も来ていただきまして話をしてみたい。一致しているんです、郵局とは。ただ、これがこれからの同じように存在する一つのシステムだということになったら大変ですというふうな思いから、ひとつ郵政大臣に十分気を配ってほしいという意味なんです。

つまり、日米摩擦の問題の中に通信機器という問題が一つありますよね。これは自由競争でやったらいいと思いますが、いずれにしても私は政府がIDOに対して融資を保証する、そういうふうに見えるようなところまで突っ込んだ上で、それこそ政府がIDOに対して親得したのかどうか知りませんけれども、とにかく合意することについて保証したという経過になっていますから、そういう点では、時間がありませんから後また改めてそういう場があればやることにいたします。十分ひとつ郵政大臣として注意を払っていただきたいということを申し上げておきます。

それで、最後になります。実は理事会の方で、日笠郵政大臣にかかわった問題ではないんですが、山陽新聞の広告の問題で大臣直接弁明がありました。了解しています。これはこれで全く問題なしとはいえないでしょうけれども、これはこれとして扱っていいからいいと思います。もう一つ、郵政省のかかわる問題で心配なことは、CATVをどんどん発展させていかなければならぬということがありますよね。大変なマルチメディアの時代になればCATVが発展する。今あるCATVを利用したのか言われたのかどうか知りませんが、ある特定の代議士が筆頭株主で、そしてそのCATVを四十一時間使って、いわば今の与党がどうのこうのとい

う話とか今の政府はどうかのという話とか、三日間、合計四十一時間も放映された。CATVですから加入者という限定されたものではあるけれども、しかし五千名、一万名というふうな、一万加入というふうなことになるは大変ですよね、それなりに。小選挙区になればなおのこと大変なことにはなるんだらうと思う。

当然、これはこれから選挙法でも議論される問題になってくるんじゃないか。同時に、郵政省としてCATVというものを放送なのか放送でないのかというふうな問題を含めて大変な問題は問題点が出てくるように思うので、これもひとつ十分郵政省としても検討されておく必要があるんじゃないかという問題提起をしておきたいのであります。この点いかがでしょうか。

○政府委員(三川正君) 先生の問題提起を承りまして、いろいろと必要な検討を進めさせていただきますかと思ひます。

○及川一夫君 終わります。

○委員長(森嶋子君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午前十時五十分休憩

午後二時開会

○委員長(森嶋子君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査のうち、郵政行政の基本施策に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○田英夫君 郵政大臣から先日所信表明を伺いました。これに関連をして、きょうは序論というつもりで、この問題を引き続き今後一般質問の中で続けたいと思ひますが、わずか十分でありますから序論になるかと思ひます。

私が申し上げたいのは、電波法第四条、「無線局を開設しようとする者は、郵政大臣の免許を受

けなければならない。」、この条項であります。これを受けて、十三条に五年ごとに再免許を受けなければならない、そういう規定があるわけで、つまりこの無線局というのを私は放送局、つまりテレビ、ラジオの放送局と考えながら御質問をしたいと思ひます。

御質問と申し上げましたけれども、私は、実は国会の委員会でのやりとりというのは、特に参議院の場合は立法府対行政府の間の意見の討議である、こう基本的に考えております。政府に対して私どもが質問をし、御意見を伺うということではない。私の考えを申し上げ、また行政府もこれに対して立法府の構成員の意見を聞く、お互いにその議論の中から建設的な結果を積み上げていくということではないかと思ひますので、そういう姿勢で議論を進めたいと思ひます。

私が申し上げたいのは、この電波法第四条をいわゆる放送局という観点で見ますと、結論を申し上げれば、これは民主主義の原理に反する、こう言わざるを得ないのであります。特に、日本の場合、憲法第二十一条で結社の自由を含めて言論の自由ということが明快に規定をされているわけでありまして、その基本的な考え方から外れている、こう私は考えております。御承知かと思いますが、私は新聞記者をや、テレビ、ラジオの仕事をしておりまして、体験的にもこのことを痛感しております。

郵政大臣というのは私はまさに権力そのものと。政権というその権力の構成員であって、その権力者がテレビ、ラジオの放送局の免許権を握っているということになるとどういふことが起こってくるのか。つまり権力が放送局に介入をする、こういう結果を生むおそれがある。現に、昨年、テレビ朝日の株主問題、これは明らかに当時のテレビ局の思ひ上がった政治に対する一つの姿勢というものを皆さんはむしろ正直に述べたんだらうと思ひます。

ところが、これに対して郵政省が一つの態度表明をするというふうなことになる。特に、大臣が

意見を述べられるということになってくると、これは容易ならざるものになってくるおそれがある、こういうことを申し上げたいのであります。

そこで、参考のためにお願いをしておきます。アメリカのFCCの組織、構成あるいは委員の選任がどうなっているか、私は実は承知しておりまうけれども、郵政省からお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(江川晃正君) FCCのお話に入ります前に、やや総論的なものになるのでありますが、郵政大臣の所掌となつてゐるということにつきましての御説明をさせていただきますと存じます。

実は先生御専門でいらつしやいますから簡潔に申し上げさせていただきますが、基本的に電波というものが有限希少であるということが一つ。そして、それは一人が使ひますと他が使へなくなるという排他性を持つてゐるということがあります。そういうことから、IPUという国際機関がござりますが、そのもとで世界的に一定の規律のもとで電波を使用させてゐるというのが現実でございます。

特に、放送となりますと、それがまたさらにお茶の間性と申しましようか、飛び込んでくると、いろんなものが見えてゐるだけに入ってくるという意味で社会的影響力が高いということから、一定の規律というものを各国やつてゐるわけでございます。

それで、日本国の場合には、このような電波のあるいは放送局というものの性格にかんがみまして、また公平かつ能率的な電波の利用を図るというふうな観点から一定の規律を日本においてもしているわけでございます。そのような規律というものは電氣通信に関する事務をつかさどります郵政省が、電氣通信行政、放送行政を一体として担当してゐる行政機関としての郵政省にその職務権限が与えられてゐるというのが現実の姿でございます。具体的には、それが先ほど先生御指摘なさりました電波法四條などに免許のことが書いてあつたりなんかしてゐるわけでございます。日本

国はそのように郵政省に所掌権限を与えてゐるわけでございます。

あと御質問のFCCというアメリカの連邦通信委員会でございますが、それがどうなつてゐるのかということにつきましては御質問につきましては簡潔にお答えさせていただきますと思ひます。FCCといひますのはフェデラル・コミュニケーションズ・コミッション、連邦通信委員会と日本語では言つております。委員は五名でございます。その五名の委員は上院の助言と同意を得て大統領が任命する。同一の政党内に属する委員の限度は三名以内となつております。任期は五年でございます。それから、委員長はその五人の中から大統領が指名するといふふうにしてあります。組織としてのFCCは、スタッフが約千八百人ぐらゐりありますが、これはちよつと古い統計でございますが、九一年ぐらゐの数字でございます。一九三四年に通信法により設立されておりました。議会に對して直接責任を負う獨立行政機関ということになつてございます。

それから、あと二つの性格がございまして、クエスアイ・ジュディシアルといふのとクエスアイ・レグスレイティブと申しますけれども、準司法、準立法といふような権能が、性格が与えられてゐるというところでございます。

FCCは大体以上でございます。

○田英夫君 もうあと二分しかないという状況であります。したがつて大臣に失礼ながら宿題をお出しして、次の機会にはそのことについて何うといふことになつてゐると思ふんです。

一つは、今アメリカのFCCのことが話されました。五名の委員、これは現実には上院の民主党、今なら民主党が与党ですから、民主党から三名、野党の共和党から二名ということに大体従来のやり方からはなれません。それで、委員長は民主党、大統領が指名するんです。それから、民主党の大統領が指名する、こゝういふやり方。完全に獨立をしていて、公正取引委員会が日本ではあります。公取の場合は、率直に申し上げて、大蔵省の

OBが大体歴代委員長になるという意味で、かなり官僚の系統的支配を受けやすいんですけれども、もつとも獨立をしたものであります。

これに對して、ぜひ大臣御勉強いただきたいのは、実は今の制度ができたのは昭和二十六年、佐藤郵政大臣のときだつたと思ひます。占領政策の是正といふ名のもとに行われた一連の改革の中で行われた。むしろ改悪されたと思つておりましたが、それ以前、終戦直後から二十六、七年までは実はアメリカと同じような考え方の電波審議委員会といふのがあつて、荒畑寒村さんといふ人が、いわば反権力の文化人といふような人が委員になつてゐた時代があります。その時代の電波審議委員会の法律の規定、構成、どうなつてゐたかを御調べるべきだと思ひます。御勉強いただきたいというところ。

結果としてどういふ問題が現実に過去に起きたかといふことは次回から御紹介をして、この制度がいかに民主主義を破壊するおそれがあるかといふことを述べたいと思ひますが、時間が来ましたのできょうはこれで終わります。

○鈴木栄治君 大臣、私、鈴木栄治と申します。よろしく願ひいたします。

新聞に「NTT値上げ凍結、やっぱり痛い」とか「五期連続減益」と。今まで私の知る限りにおいてはNTTさんいろいろな一生懸命やつてゐたんじゃないかと思ふのでございまして、前政権において公共料金が一律に値上げになり、いろいろ問題にもなつておりました。別に与野党が逆転したわけではございせんけれども、急に凍結という話になつてきたわけではございせんか、いかがでございますまい。閣僚の一人として、やっぱり凍結は当然でございますか。

○国務大臣(日笠勝之君) 凍結が当然かどうかといふことでございまして、景気が非常に低迷をしてゐるという中、それから物価そのものが非常に安定をしてゐるということ、それからいわゆる減税が六月、七月でございましてからまだ行われていない、公共料金が上がると可処分所得が減ると

か、そういういろいろな現在の經濟情勢、国民生活等を総理がいろいろ考えられて決断されたんだらう、こゝういふ認識をしております。

○鈴木栄治君 そうだと思ひますが、確かに字を見ると、それはやっぱり国民のためにみんな歓迎すべきだと思ふのでございまして、しかし經濟企画庁の、私新聞を読んだ限りではございまして、半年間のしわ寄せが次には来るだらうと。それは要するに上乗せといふ意味だと思ふのでございまして、そういうことも言つております。

私、確かに一生懸命企業努力をした中においてこれが値上げにつながつてしまふ。しかし、それと同時に、やっぱり電話といふのはこれはどうにもならない大切なものでございまして、こゝまで来た段階においてちよつとだけ延ばすと。巷間言われてゐるやうに、これは少数と党になつたから国民の人氣取りじゃないかとやられてゐる部分、いや、私は信じておりませんが、そんなやうなことをよく言われておりますが、私は半年間のしわ寄せをまともにやるといふんなら、この辺はもつと大臣としてNTTに企業努力といふものを促すといひますか、勧告していく予定でございますか。

○国務大臣(日笠勝之君) 公共料金の凍結は、オイルショックのあつた昭和四十八年以降の四十九年にもございまして、過去、戦後四回ほどあつたやうでございます。

NTTの電話料金につきましては、まだ結論は全然出ておりませんが、御承知のとおり電氣通信審議会にNTTから申請のあつたいろいろな資料をお渡ししながら、今二回ばかり議論をしていただいております。この六月に北海道から熊本まで四カ所、公聴会を開いていただき、国民の声も参考にしながら、そして改定の時期とか改定の幅とか、こゝういふものの答申がいただけるものと思つておりました。今現在、幾らの値上げ幅でいつから始めるかといふのはまだ何もわかつてゐないわけでございます。いずれにいたしましても、答申をいただいた段階で慎重に検討させていただきます。

い、こういう状況でございます。
○鈴木栄治君 何しろ時間がないのですから、済みません。また私もいろいろと勉強させていただきまして御質問させていただきます。

大臣、大臣はもちろんお子様いらつしやいますね。テレビを見ていて、子供と見ていてちよつと何かつらいなという感じがあるんじゃないか、ドラマだとかいろんなシーン、また言葉、テレビでそういうことに実際に遭われたことはありますか。

○国務大臣(日笠勝之君) 多々というか、間々ございます。

○鈴木栄治君 そうなんです。私も映画、テレビ出身でございますが、私も二歳半の子供がいるのでございます。それがまだ起きている時間帯、そういうときに例えば暴力並びに性の表現で非常に恥ずかしくなるような画面だとかそういうのが多いんです。

それで、新聞の投書欄にも出ておりましたが、ある日本人の方が日本のテレビを子供と見られない、何でもございなんだろう、そういう投書もございました。もちろん、これには憲法の問題も出てくるのでございましょうが、テレビというのはスッチャ一つでどんな子も見られる。これをお考えになった上で、少なくとも例えば十時前まではある程度暴力だとか性の表現だとか、そういうものを指導するだとか、十時以降はとりあえず大人の時間という形にして、その辺どうでしょう、お考えになっていただいてもいいんじゃないかなと私は思うのでございます。

○政府委員(江川晃正君) 事務的に。

おっしゃいますこともわかりますが、公式の場でそういうふうにしなすようにとかそれがいいとかと答えるのもいかにと思ひます。御意見として伺っておきたいと思ひます。

○鈴木栄治君 大臣としてはそのお気持ちは、例えば個人的にはそうであつてほしいなとか、いや、そうじゃないとか。じゃ、一般視聴者として結構でございますけれども。

○国務大臣(日笠勝之君) やはり、先生がおっしゃっていることは、家庭教育とか地域だとか学校教育とか、こういう三者が一体となつて個の確立といひましようか、親がしっかりして、子供に親が思う家庭教育の一環として番組を見せるといひましようか、一緒に見るとか、こういうふうな家庭、地域、学校、この教育が三位一体となつて子供の人格形成にそばからサポートしていく、こういうことがきちとされるのが最も重要ではないかろうか、かように思ひます。

それから、放送番組のことにつきましては質的な充実に努めるように絶えず放送会社には要請をしておるところでございます。
○鈴木栄治君 もっといろいろお話ししたいのでございまして、私やっぱテレビと映画とは違ふと思うのでございまして。映画というのはお金を出して行く。テレビの場合はその場に、お茶の間に入ってきちゃう。それは確かに法的なものだとか憲法の問題とかいろいろあると思うのでございまして、私は大人の良識としてその辺は考えていかないと、ましてうちの子供を見てテレビの影響のすごさ、言葉の影響のすごさに最近特に大変驚いてるんでございまして。

ですから、大人の見る景色と子供の見る景色は違ふという事です。私たち大人がここはやっぱ考える時期に来ているんじゃないかなと私、強く思うのでございまして。
○政府委員(江川晃正君) 大臣のお答えの前に一言事務的に。

おっしゃいますことは、言つてみれば放送法の三条の二にございまして公序良俗に反してはいけなとか、いろいろ四項目ほどございまして。ああいうものをきちと守つてもらいたいという事で、大臣も先ほど申しましたように、それは郵政省として随時要望しているところでございます。そういうものを絶えず要望しながら、かつ三条の二が死文化されないような放送体制であつてもうううにいろいろ努力してまいりたいと存じます。

○鈴木栄治君 ありがとうございます。

○委員長(森嶋子君) 本件に関する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(森嶋子君) 簡易生命保険法の一部を改正する法律案、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律案、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲を拡大するとともに、簡易生命保険事業団において、同特別会計から運用寄託をされた資金の運用を行うことができるようにするため、所要の改正を行おうとするものであります。

○国務大臣(日笠勝之君) 初めに、簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

その内容は、被保険者の常時の介護を要する身体障害の状態が一定期間継続したことにより年金を割り増して支払う終身年金保険を設けること、この終身年金保険については、加入申し込み時に被保険者の健康状態について告知を受けるようにすること等でありまして。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日からといたしてあります。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易生命保険事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲を拡大するとともに、簡易生命保険事業団において、同特別会計から運用寄託をされた資金の運用を行うことができるようにするため、所要の改正を行おうとするものであります。まず、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正の概要について申し上げます。第一に、簡易生命保険特別会計の積立金の運用

の範囲に、国債及び外国政府の発行する債券に係る標準物並びに債券オプションを加えることとしております。

第二に、簡易生命保険特別会計の積立金を外国債に運用する場合において、外国政府等の発行する外国債その他外国法人の発行する政令で定める外国債については、一の外国政府等または外国法人の一回に発行する外国債の十分の六を超える割合の引き受け等を行つてはならないとする規定を準用しないこととしております。

第三に、郵政大臣は、簡易生命保険特別会計の積立金から、簡易生命保険事業団に対して運用のための資金を低利かつ変動金利により運用寄託することができるとしてあります。

次に、簡易生命保険事業団法の一部改正の概要について申し上げます。

第一に、簡易生命保険事業団の業務について、簡易生命保険特別会計から借り入れた資金の運用を同特別会計から運用寄託をされた資金の運用に改めることとしてあります。

第二に、簡易生命保険事業団は、運用寄託金の受け入れ後十年以内に当該運用寄託金を簡易生命保険特別会計に返還しなければならないこととしてあります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日からといたしてあります。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、すべての通常郵便貯金の利率について市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとするともに、長期間払い戻しの請求等がない郵便貯金についての取り扱いを合理化し、郵便貯金を担保とする貸し付けの更新の制度を設け、及び郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大しようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げま

す。

第一に、すべての通常郵便貯金の利率について

政令で定めるところにより市場金利を勘案して郵

政大臣が定めることとしております。

第二に、十年間預入、払い戻し等のない通常郵

便貯金については、預入または一部払い戻しの取

扱いはしないので全部払い戻しの際の取り扱いは

することとし、当該取り扱いはすることとされた

貯金について、その後十年間全部払い戻しの請求

がない場合において、預金者に対し貯金の処分を

すべき旨を催告し、その催告を発した日から二月

以内に貯金の処分の請求がないときは、その貯金

に関する預金者の権利は消滅することとしており

ます。

第三に、預金者貸し付けについて、貸付期間が

満了する場合において、政令で定める回数を超え

たとして貸し付けの更新ができるようにするととも

に、当該政令の制定または改正の立案をしようとし

るときは、審議会に諮問しなければならないこと

としております。

第四に、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資

金の運用の範囲に、国債及び外国政府の発行する

債券に係る標準物並びに債券オプションを加える

とともに、同資金を外国債に運用する場合におい

て、外国政府等の発行する外国債その他外国法人

の発行する政令で定める外国債については、一の

外国政府等または外国法人の一回に発行する外国

債の十分の六を超える割合の引き受け等を行って

はならないとする規定を準用しないこととしてお

ります。

なお、この法律の施行期日は、通常郵便貯金の

利率の決定方法に関する規定については公布の日

から起算して九月を超えない範囲内において政令

で定める日から、郵便貯金の権利の消滅に関する

規定については平成七年四月一日から、預金者貸

し付けの更新に関する規定については公布の日か

ら起算して一年を超えない範囲内において政令で

定める日から、郵便貯金特別会計の金融自由化対

策資金の運用の範囲に関する規定については公布

の日から起算して三月を超えない範囲内において

政令で定めることとしております。

以上がこれら三法律案の提案理由及び内容の概

要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださ

いますようお願い申し上げます。

○委員長(森嶋子君) 以上で趣旨説明の聴取は終

わりました。

これより三案について質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加藤紀文君 まずは郵政大臣御就任おめでとう

ございます。

法案の質問に入ります前に、大臣に郵便貯金の

存在意義についてどのような考えをお持ちかお

尋ねたいと思います。

昨年秋の第三次行革審で郵貯民営化論が審議さ

れ、結果的には見送りとなったわけでありませ

が、また金利の完全自由化時代を迎え、金融商品

開発に対する規制緩和の問題が議論されている

中、総務省では世界一の金融機関と称されている

郵貯の果たすべき使命というものはますます重要

なってくると思います。大蔵委員会の理事を務め

てこられた大臣から、金融全体から見た郵貯の意

義や役割についてのお考えをお聞かせいただきた

いと思います。

○国務大臣(日笠勝之君) 御指摘のとおり、昨年

の十月の第三次行革審最終答申におきまして、二

十一世紀を展望し、国民生活重視の観点から幅広

い御議論が行われたわけでございます。その答申

の中で、郵便貯金につきましましては、民間金融市場

との整合性を図りつつ適切な役割を果たすことが

求められておるわけでございます。郵便貯金とし

ましては、この趣旨を踏まえ適切な事業運営に努

めてまいりたいと考えております。

今後は、金融自由化が進展する中で、競争が行

われ、自由化のメリットが実際に預金者に還元さ

れていくことが重要と考えております。また他方

では、自由化の進展に伴い、その光と陰の陰の部

分として民間金融機関では営利原則が当然前面に

出てまいりますが、小口個人とか不採算地域の利

用者の利益が損なわれるおそれも想定をされるわ

けでございます。このような中で、独立採算の郵

便貯金事業がこの陰の部分の是正という役割を果

たしていくことは大変な経営努力が必要となるわ

けでございますが、これらを全員一致協力し克服

して、個人や地域の利用者の利益に十分配慮して

まいりたいと存じておる次第でございます。国営

・非営利の貯蓄金融機関として、国民にあまねく

公平に金融サービスを提供していくという郵便

貯金の基本的な使命が達成されていくことにさら

に全力を挙げて頑張りたいと思う所存でございま

す。

○加藤紀文君 ありがとうございます。

それでは次に、平成五年度の郵便貯金事業の財

政状況、まだ結果が出ていないと思いますが、そ

の見込みで結構でございますので、それをお聞か

せいただきたいのと、平成四年度分の結果、あわ

せてお尋ねしたいと思っております。

○政府委員(山口憲美君) 平成五年度の郵便貯金

事業の財政状況でございますが、今お話しござい

ましたように、平成五年度につきましましては現在決算

を取りまとめ中ということでございまして、現在

のところ數字で御説明申し上げる準備ができてお

りませんが、御存じのように郵便貯金特別会計の

中には一般勘定と金融自由化対策特別勘定と二つ

設けておりますけれども、いずれも黒字になるこ

とは確実というふうに見込んでおりまして、健全

経営を維持できるといふふうに考えております。

なお、平成四年度でございますが、平成四年度

につきましましては一般勘定で単年度で九百五十三億

円、そしてそれまでの黒字分を加えまして一兆五

千二百八十五億円の黒字を積み上げております。それ

から、金融自由化対策特別勘定につきましましては単

年度で四百八十八億円の黒字を積み上げて、累積で

二千二百五十五億円の黒字を積み上げているというふ

うなことでございます。郵便貯金特別会計につ

きましては健全性を維持できているものというふ

うに考えておる次第でございます。

○加藤紀文君 現在、黒字で推移されておるとい

うことは結構なことでございますが、過去何回か

赤字を出したこともあります。そのときに郵貯の

大半を占めている定額貯金が低利から高利のもの

へいわゆる預けがえが多量に行われたからだ、と

またそれによって調達コストと運用金利の逆さや

になったということが指摘されているわけであり

ますが、今後金利自由化がますます進んで、市場

金利が高目に誘導され競争が激化すればまた預け

がえが行われて赤字を出す可能性も出てくるわけ

でありますので、郵政省は健全な業務運営に御努

力いただきたいと思っております。

昨年の郵便貯金法改正により実施されました定

期預貯金の完全自由化、その後の推移はどのよう

になつていくかを尋ねたいと思っております。

○政府委員(山口憲美君) 昨年、定額貯金の金利

を自由化したいたしました。御案内のように、平成四

年末に市場金利の動向に配慮し、それから民間預

金金利とのバランスをとって決定するということ

で大蔵省との間で合意をいたしまして、六月から

自由化をしたというところでございまして、この自

由化の直後はちょうどポナナスの時期に重なって

いたというふうなことがございまして、市場金利

が低下基調であったというふうなことでございま

したけれども、預貯金金利は横ばいから若干上昇

するというふうな形、推移をとりまして、定額貯

金につきましても六月三十日には引き上げを行う

というふうなことで上向きの方になっておりまし

た。

その後、ポナナス期が終了した八月上旬からは

徐々に預貯金金利というものは低下傾向に入りま

して、年明けには過去最低の水準でございまし

て、定額貯金の預入期間三年以上の利率が二・〇

〇％というところまで低下をいたしました。

その後、二月に入りまして市場金利がやや反転

をいたしまして、預金金利もそれにつれて上昇し

たというふうなことでございまして、現在では二

・三五％の水準というふうなところになっている

というところでございます。自由化後、こんな経過

をたどって現在に至っているということでございます。

○加藤紀文君 今お話を聞きましたが、民間で十分な金利競争がまだ起きていないと思えない、横並びだとの評判が聞かれますが、郵政省は今後どのような対応をしていくか、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(山口憲美君) 民間の動向あるいは現在の金利水準ということにつきましてはいろいろお話を聞かしてありますが、いずれにいたしましても今は過去に例のないような低金利の時代でございます。預金者の方々に金利自由化のメリットというのを肌で感じていただくことができないというのが非常に私どもとしては残念に思っているところでございます。

ただ、規制金利の時代と比べて、いわゆる市場の金利と金利格差というものは自由化されてきた現在の方がずっと小さくなってきているというふうな意味では、なかなか目に見る形にはなっておりませんけれども、やはりメリットというものは出てきているのではないかなというふうな思ひしております。

そこで、金利水準の横並びの問題ということでございますが、これは現象面で見ますと、例えば都銀の状況等を見てもかなり狭い範囲におさまってしまっているというふうなことで、横並び的な状況になっていることだろうと思ひますが、今後景気がよくなり資金需要が起こってくるというふうなことになりますと、勢い金融機関も資金が欲しいということになってまいります。そうしますと、やはり金利につきましてもばらつきが出てくるとともに、比較的高い金利というふうなものも出てくるのではないかと、いふうに考えておられます。しばらく今後の状況を注視していくということで私も対応していきたい、こういうふうなことを考えている次第でございます。

○加藤紀文君 それでは、本題の法案の質問に入りたいと思ひます。

今回の郵便貯金法の改正は昭和六十年から取り組んできた金利自由化の最後の仕上げとなるものであり、郵政省、大蔵省の担当関係者の皆様方の大変な御苦労に対して敬意を表するものであります。郵政省、大蔵省の合意の経過を簡単に御説明していただきたいと思います。

○政府委員(山口憲美君) 今回の流動性自由化に關して大蔵省とお話し合いをさせていただきましてその経緯というふうなことでございますが、まず話し合いの大前提といたしまして、郵便貯金法の十二条にございますように、一つは市場金利を勘案すること、それから預金者利益を増進すること、あわせて民間の預金金利にも配慮すること、この三点がこの十二条に盛り込まれているわけでございますが、この三点を基本に据えて私どもは交渉に当たってきたというところでございます。

具体的には、いわゆるCD等の譲渡性預金等の市場金利を基準といたしまして通常貯金の金利を決定することを検討してきたわけでございます。大蔵省でありますとかあるいは民間金融機関等は市場金利ではなく普通預金金利だけに追随せよというふうなことを主張したというのが客観的な状況でございます。

しかしながら、普通預金金利につきましては市場金利を反映した適正な金利が設定されていなければならないか、こういうふうな疑念をよすような要素がございました。普通預金金利を指標とするようにというふうな御意見に無批判に應ずるといふわけにはなかなか我々としてはいかないんだということを主張してまいりました。

仮に、民間の金利に配慮するというふうな観点から普通預金金利を指標とするをいたしまして、自由で公正な競争が行われて公正な金利が形成される、そういうことが確保されないとなかなか我々としてこれを指標にすることはできない。あるいは少なくとも規制金利時代よりも見劣りするようないかなる形にもおそれるものがあるというふうな形で到底我々としてはのめないというふうなことで対応してまいったわけでございます。

が、民間金融機関の金利を配慮する観点から、普通預金金利が市場実勢を適切に反映したものであるというふうなことが認められる場合には、これを金利設定の目安として勘案することといたしました。

それからまた、一定の歯どめをいたしまして、普通預金金利が市場金利から乖離しているというふうな場合には、CD金利との関係も目安に入れて金利を設定するというふうなことにいたしました。合意をしたというふうなことでございます。ちょっとどくどくとなりまして、こんなふうな形で私ども金利の内容について合意に達したというところでございます。

○加藤紀文君 今お尋ねしようかと思つたけれども、局長がちょっと先に言われちゃったんですが、金利設定の目安についての原則ルールと例外ルールとの二つを設けて、それぞれ上乗せを一定程度というようにしたんですが、その根拠というのはどの辺にあるのかお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(山口憲美君) 一％という数字の根拠というところでございますけれども、一％という目安は基本的にはこれまでの民間の普通預金金利と通常貯金金利の金利差というふうなものの実績を踏まえてということを出しました。

その考え方をいたしましては、従来ついていた金利差があるわけですが、これはいわゆる商品性、例えば私どもの場合には手信がないというふうなことに伴います。手信がないというふうな点、それからまた利用の実態が個人に限られているというふうなことから非常に滞留期間が長いというふうなこと、そういったことから従来から金利差がついてたわけでございます。この金利差を持つてずっと長くやってまいりました。この金利差の間で大きな資金ソフトが起こっていないという実績がこれまでございましたので、この金利差というものはそういう意味でお客さんにとっては合理的な、商品が若干アンバランスであるそれを補う金利差として妥当なものだというふうな認識をいたしているものではないかというふうなことを考え

まして、従来からの金利差を維持するという形にしたものでございます。

○加藤紀文君 ありがとうございます。定期性預貯金金利はおのの決済機能が付与されている点や、また市場金利とは一定の相関関係を持つていられるので参考となる指標がありますけれども、流動性預貯金にはそれがありません。大変御苦労がおりになると思ひます。

銀行業界が言うのには、郵貯金利が民間より一％程度高く設定されるルールに対して、郵貯がプライスリーダーにならないかという心配もしているようであります。いずれにしても、郵便貯金の経営状態の健全のために御努力をお願いいたします。

それと、この合意の中で、口座管理なんかの手数料の点についての話し合いはなかったものでありましようか。

○政府委員(山口憲美君) 今回の合意におきまして、手数料についてはどうするといふふうな形でのお話というのはしておりません。

○加藤紀文君 それと、五月の連休中の新聞記事によりまして、郵貯は金利の比較広告をしませんという旨の記事が載つておりました。事実でしうか。民間金融機関はことしの七月から金融商品等の比較広告を解禁するが、高い金利を設定している郵政省が民間に配慮して大蔵省と相談して比較広告を取りやめたという話も聞いておりますが、これもまた本当かどうか。

○政府委員(山口憲美君) 比較広告の関係につきまして、大蔵省との間でどうすべしというふうなお話し合いをされているというところは全くございません。比較広告といいますが、そういう民間の営業のあり方、そういったものにつきまして私どもも今後状況をよく見定めながら、我々もどういふふうに対応していくか考えていきたいと思ひます。

民間では既に定額貯金と類似の商品を出しているところもございまして、私どもの定額貯金と比較してセーブルスをしておられるというふう

な話もちよと聞いたりしておるものですから、この比較広告の問題というものを民間の金融機関の皆様方がどういう扱いにされるのか、その辺のところもよく見定めて対応していきたいというふうに考えております。

○加藤紀文君 今回の合意はあくまでも暫定ルールで、本年末にもう一度郵政、大蔵両省が再協議すると大蔵省も言明しておりますが、郵政省もこの十月からスタートするわけですが、わすか二カ月、三カ月後に再協議をするお考えがあらになるのか。

○政府委員(山口憲美君) 再協議ということでございますけれども、いずれにいたしまして自由化は今回こういうことで一定の整理を図りました、非常に流動的な要素、予測のできない要素が非常に多いでございます。

例えば、民間の皆さん方がどういう金利を設定されることになるのか、あるいはそのとき金利状況がどんなふうになっているのか、あるいは流動性預金の場合には非常に自由にバラエティーに富んだ商品開発ができるというふうなことで、商品開発がどういうふうになるのか、そういったいろいろなものを見定めなきゃいけませんので、見ていかなきゃいけませんので、硬直的な対応というのは私もとってちょっと困るというところがございまして、とにかく双方聞く耳を持ちながらやっていきましようよ、こういうお話になっております。

【委員長退席、理事山田健一君着席】

ですから、いろいろ見直しをするとか協議をするとかというふうな形にしております。さしむぎ十月実施ということで間もないわけでありまして、けれども、いずれにいたしまして例年その時期は予算の関係がある時期なものですから、そのときにもう一度この問題についてちょっと両方で状況の変化等をお話ししなうねというふうなことになる、それはよろしうございまして、そういうふうな形で、一応年末には聞く耳を本当に開こう、こういうふうにはしているということでございます。

○加藤紀文君 ありがとうございます。

合意はその程度にしまして、今回の金利の自由化で郵便貯金の預金者にはどんなメリットが生まれるのか、また多様な預金者のニーズにどのように対応していくのかお聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(山口憲美君) 今回、合意をさせていただきまして、それから法律をお認めいただきますと、仕組みとしては一応流動性預金について自由化ができるということになります。

そういたしまして、先ほど来御説明しておりますこの合意では民間の普通預金との間に一定の金利差というふうなことを設けておりますので、私どももいたしましてはこういった自由化によって普通預金等が自由化のメリットを生むような形で動いてくれれば預金者にとって非常に利益の大きいものだというふうに考えております。

私もそういったしまして、そういった形で普通預金も動いていただけるようにということで、万が一市場実勢から見れば低位に抑えられているというふうなことが認められるような場合には一％にさらにプラスアルファをつけていただくというふうな形に整理をしておりますので、そういった意味でも預金者に対する利益が確保される、それからまた普通預金の低位横並びというふうなものに対する牽制効果というふうなことも期待できるかなというふうに思っております。

いずれにいたしまして、制度や仕組みというものを設けましても、実態が伴うということが何よりも肝心なこととございまして、私どももいたしましてはゆるゆる自由な競争に、公正な競争に基づいて金利設定がなされるように、あるいはまた今サービスというお話ございましたけれども、それだけが創意工夫をした形で商品開発というふうなものになされるようにということが一番大事なことだというふうに考えておりまして、そういった観点で、郵便貯金といたしましては実体のある自由化というふうなものを目指して頑張っております。

いきなりというふうに考えている次第でございます。

○加藤紀文君 次に、権利消滅金についてお尋ねいたしますが、今回の改正は、現行の十年間全出し入れのなかったことによりて権利を失った貯金に、実質二十年間にわたって払い戻しといういますか支払いに充てていたものが必ずしも制度的に明確になっていなかったもので、きっちり法制化しようということと理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(山口憲美君) 今、委員に御説明いただいたとおりというふうに考えております。

○加藤紀文君 昨年の百二十六国会で、この権利消滅金いわゆる睡眠貯金ですか、常松委員の御指摘によって私も初めて知ったようなすごい額だったわけでございますが、この権利消滅金についての経理処理や使い道について取り上げられて、その後どのように改善されたのでしょうか。また、権利消滅した貯金は郵便貯金特別会計の雑収入として組み込まれ、支払い利子等のいわゆる歳出全般の財源となっていて、幾らもとは一般預金者のお金だから還元せよと言ってもその特定財源化はできないということでありましたが、その辺も少しお尋ねしたいと思っております。

○政府委員(山口憲美君) 権利消滅金の関係につきましては、お話のございましたように大変いろいろ御指導いただいております。その御指導にたいしては、お話をいたしましたように、今回法律改正をお願いしているということでございますが、私どももその間できることはということでいろいろやらせていただいております。特に、一番大事な点は、とにかく権利消滅するような貯金があるべく発生しないようにということでございまして、現在のところPR等に従来以上に非常な力を入れてやらせていただいているということでございます。

今回の法律改正の趣旨は、先ほど委員からお話があったとおりでございますが、こういった形で処理をさせていただきますと、権利消滅金の従来

の十年、それにプラスしてその後の実質的に応じておりました十年、この十年のところが貯金法上きちんと位置づけられるということになります。

私たちはこれを睡眠貯金というふうに通称申し上げたいと思っておりますが、この睡眠貯金というものが法律上位置づけられますので、そういったしますと、いわゆる財務処理の面でも財務諸表の上に睡眠貯金残高というふうな計上できるということとございまして、そういった意味では権利消滅一步手前のところにある睡眠貯金が今幾らあるのかということが把握していただけるということとで、ディスクローズというふうなことの御要望にも応じられると思っております。それからまたいわゆる権利消滅防止対策にもなるのではないかと、うふうに考えているところでございます。

○加藤紀文君 次にお尋ねするところでもう説明があったんですけれども、権利消滅金の発生を未然に防止するための方策というのは今ちょっとお触れになりましたけれども、今後さらにどんな対策を考えられているのかお尋ねしたいと思っております。

○政府委員(山口憲美君) 防止対策というのはなかなか難しうございまして、現在のところ十年たったところで権利消滅する前に催告を発して個別のお客さんにアプローチをするというやり方をやっております。今郵便でやっておりますが、なかなかこれが到達しないので返ってくるというケースが非常に多いのですから、どうも個別にやるというのには難いものかなというふうな方向で、広くPRをテレビ等を通じてやるという方向にも少し力を入れていく必要があるんじゃないかというふうに考えまして、同じコストを使うんだったらかなり広く一般に訴えるという方向も考えていきたいというふうに、いろいろ予算等の確保を図っているところでございます。

○加藤紀文君 それでは次に、貸し付けの更新についてお尋ねいたします。いわゆるゆうゆうローンという名称で親しまれている預金者貸付制度、返済期限が従来二年間で

あったものを、更新の請求と貸付利子の弁済を条件にさらに二年間延長するといった法定弁済にかかわる預金者の救済措置に則したものと理解しております。積立・定額貯金を担保にした貸し付けなので貸し倒れは少ないのではないかと思いますが、現在の貸付金の状況について教えていただきたいと思います。

○政府委員(山口憲美君) ゆうゆうローンの平成四年度の数字でございますけれども、四年度の貸付高というのは二千七百八十八万円で三兆二千七百八十一億円でございます。そして、平成四年度末の貸し付けの残高、現在高は五百四十八万円で一兆八百九十一億円というところでございまして、大体一兆円程度がお客さんに常時利用していただいているというふうな形でございます。

そして、今貸し倒れということでお話ございましたけれども、今の貸し倒れというのは私どもの法律でいいますと法定弁済、いわゆる二年の満期が来て返していただけないということで担保になつて貯金を解約される法定弁済ということでございますが、これにつきましては具体的に数字を把握する仕組みになっていないものですから正確にはちょっと把握できておりませんが、大体二百万件程度が法定弁済の対象になっているのではないかと考えております。

○加藤紀文君 次に、金融自由化対策資金について。

この金融自由化対策資金は郵政省の自主運用分であり、大蔵省資金運用部に預ける以上は有利に運用し、その利益を預金者に還元するという目的を持って設立されましたが、近年の実績はどのようになっているのでしょうか。

○政府委員(山口憲美君) 金融自由化対策資金につきましては、平成五年度末で資金として二十五兆一千五百億円を運用させていただいているというところでございますが、昭和六十二年度からこの運用を開始しておりますが、平成四年度までの状況でこれを平均いたしますと、大体〇・四五％程度の利差を得ているというところでございまして、

資金運用部に預託をしておくよりも〇・四五％程度有利に運用ができていたというところでございします。

〔理事山田健一君退席、委員長着席〕
主として運用しておりますのは、国債がほぼ半分ということでございますが、指定単のいわゆる株式等も含めまして債券を中心いろいろな運用させていただいているというふうなことでございします。

○加藤紀文君 全体の運用分、いわゆる財投分のどのくらいの割合を自主運用されておられますか。

○政府委員(山口憲美君) 平成五年度で二十五兆というところでございまして、大蔵省との間では平成八年度には四十兆一千五百億円にしようというふうな一応の約束になっております。その際には私も少ししては郵貯資金全体の大体二割程度が自主運用の財源になっているのではないかと、いうふうな考えをしております。その二割のところに向かう年々資金をふやしていただいている、こういうふうなことでございします。

○加藤紀文君 昨年改正されましたいわゆるコマース・ペーパーの追加があったわけですが、債券先物取引、債券オプションを追加して資金運用を拡大したことは金利変動や為替リスク等のいわゆるリスクヘッジを考へてのことと思われませんが、評価できると思われるわけであり、外国債の取得制限の撤廃も盛り込まれたが、外国債の購入には為替差損を生ずる可能性もあり、慎重な運用をお願いしたいと思ひます。

次に、国際ボランティア貯金についてお尋ねしたいと思ひます。

大臣の所信表明の中で、国際ボランティア貯金が平成五年度には二十三億円の寄附金を配分し、加入者も本年四月には一千四百万人を超える等着実に伸展していると述べられておりますが、喜ばしいことと考えております。

この寄附金の配分は一般援助と緊急援助に向けられると承っておりますが、配分基準と各団体の

選定基準というのはどのようになっているか、教えていただきたいと思います。

○政府委員(山口憲美君) この審査に当たりまして二つの点が問題になるわけでございます。団体の一つは、団体の資格要件でございます。団体の資格要件につきましては、いわゆる海外援助を実施する営利を目的としない民間の団体であるというふうなこと、それから日本の団体であるということ、それから代表者がしっかり定められて責任の所在が明確であるということ、それから過去の実績あるいはスタッフの数等から見て事業遂行能力があるというふうなことを団体の資格要件として見ているというところでございます。

それから、申請の援助事業でございますが、これににつきましては現地の住民の福祉向上というふうなことに寄与するものかどうか。これは法律でいう明定されておりますが、そのほか現地の状況や住民のニーズを正確に反映しているか、あるいは実施方法と事業計画の内容が明確になっているか、現地での実施に問題が生ずるおそれがないかというふうな観点から審査をさせていただいているというところでございます。

ちょっと今くどくど申しましたが、要は現地のニーズを把握した草の根の事業であるかどうか、それから日本のスタッフが現地に実際に出向いて日本の顔が見える援助をしていくかどうかあるいは住民の将来の自立に役立つような事業であるかどうかというふうなことを頭に置いて仕事をさせていたいただいているというふうなことでございします。

そして、現実には、例えば援助の対象者から見ますと、女性、子供、農民、それから都市の生活困窮者あるいは難民、被災者というふうな皆さん方が援助を受ける対象の方でございます。援助の分野から見ますと食糧あるいは医療、衛生、教育関係、それから職業や農業等の訓練、指導、そういうものが多く援助の対象になっているというところでございします。

○加藤紀文君 いや、私もそれはようわかってお

るんですけども、援助を受ける団体は公募というところでございしますね。ところが、この制度というのがなかなか一般の方にはまだ十分におわかりになっていただけないような気がするわけでも、もっと広く宣伝といいますか、知らしめる必要があるのではないかと申すわけでありします。

また同時に、この寄附金がどのように活用されているか、また援助団体の結果報告やフォローアップも広く周知の必要があると思うわけでございしますが、その点に關してはどのように考えておられますか。

○政府委員(山口憲美君) 国際ボランティア貯金の預金者の信頼をいただくということが基本になるというふうなことから、そういうことを寄附金がどのように活用されているかということが一番大事なところだということを考えて対応しております。それから、今委員御指摘のように、広くNGOの皆さん方にもこういう施設を周知していただくということも非常に大事な点だというふうなことを考えております。

そんなことから、私もこれまで大分一生懸命にやっております。例えばビデオの作成、ビデオをこれまで三千四百本もつくって利用していただいているとか、あるいはいわゆる周知用の冊子をつくりまして、オビニオンリーダーでありますとか国際ボランティア貯金の加入者等に配布をする、あるいは国際ボランティア貯金通信というふうなものを年四回、一回四百六十万部発行するというふうなこと、そのほかポスター、チラシ、それから新聞広告等かなり大幅にさせていただいております。

そういう中で、今委員からもお話ございましたように、実際に活動をしているNGOの皆さん方にも一役買っていただくというふうなことも考えております。十月の国際ボランティア貯金の日というふうな日を設定いたしました。このときに寄附金を受けて活動しているNGOの皆さん方に

集まっていたら、その活動の状況を報告会という形で話をしたいというふうなことをやっております。既に全国の二百六会場を実施しているというふうなことでございます。

引き続き、この施策は非常に効果があるというふうに考えておりますので、さらに力を入れていきたいというふうに考えている次第でございます。

○加藤紀文君 ありがとうございます。終わります。

○岡利定君 自由民主党の岡でございます。

大臣、御就任おめでとうございます。

大臣は、御就任後、いろいろと勉強されておられるというふうに承っておりますが、郵政行政あるいは郵政事業に対する基本的な御認識、御抱負について承りたいのでありますけれども、時間の都合がありますので、また別の機会に回させていただきます。

いずれにしても、国民生活、それから我が国の産業、経済にとって大変重要な行政分野であり事業でございます。大臣の的確な取り取りを心からお願ひ申し上げる次第でございます。

簡易保険関係について、きょうは御質問させていただきます。

去る五月十六日でございますけれども、郵政省は簡易保険の新規契約状況と資金運用状況を発表されました。それによりますと、新規契約は件数、保険金額ともに対前年を下回った。それは昭和三十五年度以来三十三年ぶりだというように書いてございます。平成四年度が好調だったのに、こんな急激な不振という落ち込みの原因を郵政省はどのように分析されておりますか。また、生保も必ずしもよくないというように聞いておるんですが、その辺はいかがか、おわかりでしたらお教えいただきたいと思っております。

○政府委員(高木繁俊君) 五年度の保険の新規契約状況、今委員おっしゃったとおりでございます。件数、保険金額とも前年度を下回っているという状況でございます。

委員もおっしゃいましたけれども、実は平成四年度が非常に伸びたというところの裏返しが一歩出ていとも考えられますけれども、基本的に私も二つの要因を考えております。

一つは、長期に継続しております景気の低迷によりまして個人の可処分所得が伸び悩んでいること、これが一点でございます。

もう一点は、ことしの二月、三月に、高齢化社会の進展に対応するとともに、事業の健全な経営を維持しようというのを目的にいたしまして、保障型商品の勧奨を強化する一方で、貯蓄型商品の積極的な勧奨を抑制するという施策をとりまして、このことによりまして、簡保のいわゆる売れ筋商品でございます貯蓄型商品の販売は多少前年度を下回りました。このトータルが、件数、金額とも若干でございますけれども前年度を下回ったという結果になったものというふうに考えております。

なお、民間生保の方でございますが、これは生命保険協会が発表いたしました本年二月末現在のデータでございます。民間生保三十社の新規契約状況をみますと、いずれも個人保険の部分でございますが、個人保険の件数で対前年比三・九%増、それから保険金額で対前年比一・〇%の減、こういう状況になっております。あえて申し上げれば、平成四年度の民保の伸びの数字に比べまして伸び率としては低下をいたしておる、こういう状況でございます。簡保と同じような経済状況のもとで、民間生保も大分御苦労しておられるなということが感じられる数字だというふうに認識しております。

○岡利定君 そういふ中ですが、ことしの四月一日から保険料が全体で平均一〇・三%ですが、引き上げられました。簡易保険の保険料引き上げは、これも新聞によりまして昭和二十三年以来四十六年ぶりだと伝えておりますけれども、その引き上げの理由をお伺いしたいということでございます。

これに関連してですが、事業経費の節減等

よってカバーすることができなかったのかとか、あるいは運用利回りが予定利率を下回るといふことが予見できたときに事前に適切な措置をとってあれば引き上げ率がもう少し低く抑えられたんじゃないかという意見もありますけれども、これについて郵政省はどのようにお考えでしょうか。また、四月以降の新規契約の状況についてお話ししたいと思っております。

○政府委員(高木繁俊君) 簡易保険におきましては、従来からなるべく安い保険料によって保険・年金サービスを提供する、これを大きな役割にしていたわけでございます。ただ、残念ながら、引き続く景気の低迷によりまして金利水準が非常に下がってまいりました。簡易保険の運用利回りも急速に低下し、そしてまた今後しばらくの間は運用環境の改善が望めないというふうに判断をされたところでございます。そういういたしますと、五・七・五という従来の予定利率を上回るような運用利回りを確保することは非常に困難であるというふうに考えまして、健全な経営を長期的に維持するためには予定利率の引き下げを行わざるを得ないというふうに判断をしたところでございます。

委員御照会ございました事業経費の節減でカバーできなかったのか、こういう意見も確かにあるようでございますけれども、簡易保険事業におきましては従来から効率化、合理化の努力を続けてまいりました。年々事業費率を引き下げる努力をしてまいりました。今回の保険料改正の際も予定事業費率の引き下げを行ったところでございますが、それによって予定利率の引き下げによる保険料引き上げ分をカバーするほどのものではなかったということで、トータルとして保険料は引き上げということになったところでございます。

それから、予見できたときに適切な措置をという意見も御指摘にあったわけでございますけれども、これは御承知のとおり、昨年の四月にも民間生保各社は予定利率の引き下げを行いました。この予定利率の引き下げを判断したのは平成四年の秋から年末ごろのタイミングでございますが、こ

の段階におきまして、簡保では平成四年度の運用利回りは予定利率を上回る見込みであったということと、それから平成五年度につきましては年度後半から景気が回復して金利も反転して上昇してくる、こういう予測が世の中一般の見通しとしてございました。そのために、簡保は昨年は保険料の引き上げを見送ったわけでございます。

しかし、実際に平成五年度になってみますと、御承知のように冷夏とか長雨とかあるいは円高の急進などがございました。予想に反して景気の回復ができませんでした。そしてまた、全般的に金利低下も起こりまして、それに伴って運用利回りも急激に下がってまいりました。このために、平成五年度の運用利回りが戦後初めて予定利率を下回り、そうなる見込みになりました。と同時にもう一つ、六年度以降も低金利状態がしばらく続くであろう、こういうふうな予測ができる状態になったわけでございますので、その段階で今回の措置をとろうというふうに決めたところでございます。

最後に、四月に入ってから新規契約の状況でございますが、これはその後も引き続いておりまして経済状況あるいは今回の保険料の改定が非常に大きく影響しているんであると思っております。四月一か月間だけの数値でございますけれども、保険の場合の件数で対前年二〇%の減、保険金額で一八%の減、こういう状況になっております。一か月だけでございますので、これからの見込みといたしましては立ちにくいわけでございますが、四月だけで申しますとそういう数字であります。なお、こういう状況をもう少し見た上で私どもも対応する措置を考えていきたいというふうに思っております。

○岡利定君 何しろ不景気な話ばかりになるんですが、新聞で見ますと、民間生保では平成五年度も運用収益振るわずというところで、四年連続減配だというふうなことが伝えられております。簡易保険の平成五年度の資金運用状況を、今わかる程度で結構ですけれども、どういうぐあいに

○政府委員(高木繁俊君) 平成五年度末におきまして資金総額は、これはまだ決算終わっておりませんので未確定値でございますが、七十四兆三千四百五十億円でございます。前年度末に比べまして一三・四％の伸びとなっております。

この運用の内訳は、国債あるいは政府関係機関債、地方債というような有価証券、これ約五割でございまして、金額で約三十五兆円、それから国、政府関係機関、地方公共団体、契約者などへの貸し付けというものが約四割で二十七兆円、こういう数字になっております。

五年度のこの運用でございますが、先ほどもちょっと申し上げましたように、運用環境が非常に悪くなってきた中で、何とかして加入者利益の向上を図ろうということで、預金等よりも高金利でかつ流動性の高い国債であるとかあるいは金融債であるとか、そういうものの積極的な購入を行いました。そのほかに、この不安定な為替相場を考えた、外国債の運用には慎重に対応をしたところでございまして、できる限りこの運用利回りを向上させるように努力をしたところでございます。

この結果、五年度の運用利回りにつきましては、大変厳しい環境の中ではございましたけれども、これも未確定値でございますが、五・一％程度を確保できるものというふうに見込んでおります。御承知のように、平成四年度が五・八〇％でございましたので、〇・七ポイントほど下回ったかなというふうなことでございます。

○岡利定君 新規契約とか運用とかをめぐって三十三年度よりだとか四十六年度よりだとかいうようなことで大変厳しい環境といえますか、状況の中で御苦労いたしておることがよくわかるわけでございまして、健全な簡易保険事業の運営のために、何とかこの危機的な状況といえますか厳しい状況を乗り越えていただくために知恵を出し汗を流していただきたと思う次第でございます。今回の法案関係について御質問いたします。今回の改正の介護割増年金付終身年金保険の必

要性とその内容についても伺いたいわけですね。あわせて、利用者からの要望というのはどういうぐあいになっていらっしゃるのかということ、それから割り増し年金の限度額が年金の額を超えない範囲内において保険料の定める額というふうになっておりますけれども、どの程度の限度額を想定しておられるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(高木繁俊君) 現在、日本では外国に例を見ないほどの急激な高齢化が進展しているというふうな言われております。そういうことになりまして、将来、寝たきりなど常時の介護を要する方がこれからふえていくんではないかというふうに予想されるところでございまして、老後特に心配されるこの要介護状態というものにも手厚い給付を行いたいというふうなところでございまして、私どもが定期的に実施しております個人年金に関する市場調査というのがございまして、これにおきまして、郵便局の年金保険についてどういう商品あるいはサービスの実施を希望するかというものを聞きまして、大変多くの方が要介護状態になった場合に割り増し年金を給付する商品が欲しい、こういうお答えをちょうだいしております。例えば、昨年十月に実施をいたしました五年度調査で見ますと、今の回答をされた方は四三％にも達している、こういう状況でございます。こういうことから、今回、法律改正をして、この介護割増年金付終身年金保険を設けさせていただきます、こういうふうなところでございまして、

この年金保険の内容でございますが、具体的に、まず年金支払い事由が発生した日から被保険者の死亡に至るまでの間年金の支払いをする、これは終身年金一般の話でございます。それに加えて、年金支払い事由発生日以降において被保険者の寝たきりあるいは痴呆などの特定要介護状態というものが一定期間継続したときには、その状態が継続している限り割り増し年金の支払いを

する、これがこの割増年金付終身年金保険でございます。

なお、委員お尋ねのその額でございますが、これはおっしゃいましたとおり、基本年金額の範囲内で約款で定めるといふことにいたしております。現段階ではこの額は五十万円ということと考えております。なぜ五十万円かというのはいかなるか申し上げるのが難しいのでありますが、この五十万円という年金額を割り増しをつけることによって保険料は当然高くなってまいります。基本年金額と同額の割り増し年金額をつけると仮定いたしますと、年齢によりまして、大体一ないし二割ぐらい保険料が高くなるということがございまして、そう大きなものをつけると実際の需要との関係でどうなのかというふうな考えまして、さしむきは五十万円というところで出発したらどうか、このように考えているところでございまして、

○岡利定君 次に運用関係ですが、指定単の運用制度の改善について伺いたします。

これについてまず改正の理由、それから郵政省が当初要求しておいたのは簡保特別会計本体による指定単運用であったと聞いておりますけれども、これを行わないで運用寄託というスキームを設けるようにした理由というのは何かというのと、運用寄託と事業団への貸し付けとはどう違うのかというふうなこともお聞かせいただきたいと思っております。

これによりまして、簡保事業団のいわゆる利払い問題というんですか、信託銀行からの実績配当による収入と固定金利による利払いとの間のミスマッチが生じておられる状態、そういう問題があるというところでございまして、これが解決されるかどうか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(高木繁俊君) 今回、法律改正をお願いいたしております指定単運用関係の部分は、いわゆる利払い問題を解決しようという中身のものとございまして、すなわち、現行制度のもとでは信託銀行から簡保事業団に支払われます信託配当と

いうものが実績に基づいております。これは年々変動するわけでございまして、一方、簡保事業団から簡保本体への利払いというものは固定金利になっております。したがって、最近では簡保事業団において信託配当よりも利払いの方が高いという形での、委員おっしゃったミスマッチが生じているわけでございまして、これがいわゆる利払い問題でございます。

このため、指定単の資産に簡保本体でも運用できる確定利回りの債券等も組み込んでいかないとこの利払いが着実に行われないというような問題であるとか、あるいはこの利払いのために短期的に利益を出すというふうな運用をせざるを得ない、こういう点がございまして、この指定単の運用も長期的な観点からの運用が非常にしにくい、こういう状況にあるわけであります。

そこで、今申し上げました利払い問題を解決するために、私どもは平成六年度予算の要求の際に簡保本体による指定単運用を要求したところでございまして、

ただ、残念ながら財政当局の間で意見調整ができませんでしたのは、やはり国が元本保証のないものに直接金を使うのはどうか、こういう財政当局の非常な心配に基づく意見であらうと思っておりますけれども、既存の制度を維持すべきだ、こういう主張と、私どもの本体運用を求める主張が最終的に折り合わなかった。こういうことで、最終的に、現行制度の枠の中ですべての仕組をひとつ考えようというところ、もう一つ簡保事業団における指定単運用が本来簡保本体のための運用なんだというところをもっと明確にするという意味合いから運用寄託という制度を導入することにしたところでございまして、

この運用寄託制度の導入によりまして、利子を従来の財投基準金利による貸付利率よりも低い利率にすることができるよう。低いと申しますのは、現段階で考えておりますのは株式の運用利回りプラスアルファ程度の、簡単に言いますと大体一％程

○政府委員(高木繁俊君) この二、三月にとりま
した一部商品の販売強化と一部商品の積極的な販
売抑制という措置につきましては、委員御指摘の

したがって、こういう施策を進める場合には当然郵便局によりあるいは職員によってお客様との対応が違つては困るわけでございまして、私どもが一番気にいたしましたのもそこでございます。そのために職員指導を十分に行い、お客様に御迷惑をおかけすることのないようにということで配

が低くなってそれぞれの法律のもとで生きております。というのは、ユニバーサルということの一つの銀行で信託もできるというわけじゃありませんけれども、相互乗り入れが子会社方式でできるといふ、非常に急速に金融自由化が進んでまいりました。生損保も聞くとここによりますと

て、先生のおっしゃるような方向に向けて取り組んでいく所存でございます。

○岡利定君　ありがとうございます。

○川橋幸子君　社会党の川橋と申します。

大臣、御就任おめでとうございます。

私は、きょうは後で質問に立ちます山田健一

員と分担しまして、簡保の方を主に担当して御質問させていただこうと思っておりますが、今ちょうど岡委員の方から大変いい質問がどつと出まして、私の用意したつたない質問を今さらもう一回繰り返すのもどうかと思うような気もするところでございます。そういうわけで、少し時間的にははしりまして短目でお尋ねさせていただきますと思います。本日に岡委員の質問は、郵政省の隔から隔までよく知っていらっしゃる岡先生でいらっしゃるから、大変クエスチョン・アンド・アンサーがうまく組み立てられたもので、私も聞きながら大変参考にさせていただいて感謝しております。

それで、一番最後に簡易生命保険の役割というものが高齢化社会の中で、あるいは金融自由化の中でそういう状況下の中の簡易生命保険の役割ということをお聞きになりました。実は私はこれをトップに、しよっぱななに持ってきてお伺いしようと思っておりました。もうダブリますので、今大変いいお答え、大臣も研さんが進んでおられます、郵政省を御理解され、簡易生命保険に一生懸命取り組まれていらっしゃる姿勢がよく見えて、繰り返していただくこともないと思います。

ただ、一点お伺いしたいと思ひますのは、民保との協力とか関係とかすみ分け、昨年一年間は郵貯と銀行との間で非常に熾烈な議論がありました。今は落ちついてきているようでございます。簡保につきましては、民保と簡保はそれとシエア争いするようなそういう競合関係にないということなのかと思ひますけれども、民保と簡保とのすみ分けについては大臣どのような御所見をお持ちか、お答えいただければありがたいと思ひます。

○国務大臣(日笠勝之君) 民間保険というのは恐らく営利というものを当然考えなきゃならないだろうと思ひます。ですから、保険金額も制限はございませぬし、簡易保険の方はまさに簡易、簡便な、審査もない、国民あまねく平等、公平に加

入できるという、民間の保険と簡易保険との違いというものがまずあるんだろうと思ひます。と同時に、簡易保険の方は、御存じのとおり、先ほど申し上げたように二万余の郵便局で全国津々浦々、小口の、まさに一市民、一国民の将来の一つの自助努力のための保険だろう、こう思ひます。

そういう意味では、官民の役割というのは、大正五年でございしたか、この簡易保険ができて以来今日まで多くの国民に支持されてきたということが一つの事実でございしますので、これから民間生命保ととも一面では競いながら、新商品とか新サービスというところで競いながら、また一面では相補っていく、そういう役割をお互いが認識して国民の期待にこたえていくべきではなからうかと、こういうふうにしておるわけでございします。

○川橋幸子君 ありがとうございます。

私も、民間と違ふのは非営利の保険であるというところで、国民の生活保障サービスの自助努力を助けるという、やっぱり政策的な意図をもって運営されるそういう保険なんだろうと思ひているところでございします。

そういうことから考えますと、先ほど保険のセールス勧奨をやや手控えたというようなお話がありましたけれども、岡先生はやむを得ない事情があったというふうにお認めのようですが、私はどうもそういうときに公的な部分の役割というものがもうちょっとシビアに考えられていいのではないかなと。

もちろん、これは公企業体でございまして、市場経済の中に入っている。国がただ経営主体であるというだけのことではございします。健全運営をしなければいけないというところはございしますけれども、国営で非営利で、そして国民の生活保障サービスの何か空白部分がでないようなそういう下支えシステムが簡保のような気がするのございします。もちろん、民保と違つて保険金額も高くはないし、非常にささやかな生活保障サー

ビスでございします。

そういうことから考えますと、いかがでございしますでしょうか、高木局長に伺いたいと思ひます。簡保の運営方針としてそこは手控えるようにということがあるかもわかりませんが、それは少し出血サービスをしてでも下支えをするという役割というものはもうちょっとちゃんと考えていただいた方がよかつたように思ひますが、いかがでございしますでしょうか。

○政府委員(高木繁俊君) 先生のお話の点を私も随分苦慮いたしました。

ただ、今回の二、三月の措置につきましては、先ほど目録でもありますところ、その考えの途中経過についてもお話をしたところでございしますけれども、簡単に言いますと、今のままで何も変えなくても自然体で経営を続けていった場合に一体簡保事業はいつまでもつんだらう、こういうことも検討いたしました。内々の資料でございしますけれども、これは表には余り言っておりませんけれども、率直に申しまして何も変えないでいった場合には平成八年度までいくと事実上もう赤字になつてしまふ、こういう試算が得られました。

したがって、決して好むところではないんですけれども、ある程度手控えると思ひます。か、経営のために必要な営業もしなければならぬ時期じゃないかということで、確かに多少乱暴な、そしてまた公的な存在というものに余り配意しなかつたというふうに見えるかもしれせんが、そういう措置をとつたところでございします。

これをとりましたことによつて少なくともしばらくの間は健全な経営ができるという見込みでございまして、健全な経営ができるということは、これはやはり長期的に考えれば加入者の方々に少なくともつづけるだとか、あるいはそれに近い状態に比べれば大きな便益を提供できるだろう、そういうふうな考えで半分みずからを慰めているところでございします。

○川橋幸子君 私も自信のある意見が持てるとい

うプロではありませんので、ただ感想という意味で申し上げただけでございますから、きつと大変身を切るような悩ましい問題に対処されたわけだ、その経験は今後に生かしていただければと思ひます。

さて、ちょっと話を交えて、今、日米包括経済協議の再開がされております。新聞等を拝見いたしますと優先三分野においては自主的措置をとると、三月二十九日段階でございしますか、一たん細川前総理がアメリカに行かれてノーと言つて帰つてこられて、その後で自主的な措置をとりまして、優先的な三分野では特に自主的な措置をちゃんととりまふというふうなことを言われた。その自主的な措置の中に政府調達と保険と自動車・同部品と、三つのカテゴリーがあつて、真ん中に保険というのがあるわけでございします。

こういうことを記事で見えておまして、その意味するところがよくわからないうちに、古い新聞記事を見ておりましたら、簡保もやっぱりどうやらこの保険には関連があるらしいという記事が目についたわけでございします。どういふ記事であつたかといふと、簡保については三分野の保険、つまり生命保と損保という第一、第二をミックスしたような三分野の保険。傷害、疾病、介護、このような三分野への保険の本格参入を当面やめてほしいとアメリカ側が郵政省に要請したというふうな、これ記事でございしますからその真偽のほどは知りませんが、そのような記事を見たわけでございします。

そのあたりを局長の方から少し経緯を御説明いたしまして、今回の日米包括協議の中ではどのような、保険全体の決着については外交上の問題がいろいろあるのかもわかりませんが、簡保については少なくともどのような対応をなさるか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(高木繁俊君) この保険の問題は、委員おっしゃるとおり日米包括経済協議の中の優先三分野の一つでございします。この中身の基本は民間の保険分野に関するものということになつてお

それで、こういう動きの中で、特に第三分野につきまして、民間の第三分野についての保険制度

○政府委員(高木繁俊君) 対外経済改革要綱をきとめるときの方の問題であらうと思います
が、やはり米国に対して意見が合致した部分についてはすべて盛り込んで一たん整理をしよう、という観点から考えますと、今申し上げたような

それから、日米関係というのは非常に重要な関係でございますので、意思疎通は十分やらなければいけないということもこれまで当然のこととしてございまして、さまざま日米間の経済協議が円満に決着することがよいのではないかと思います。被害者でいらっしたかもしれないと申し上げながらも、もう少し別な対処の方法というのがお

それでは、本論のまた簡保の方の改正に入りまして、加入者福祉事業についてお尋ねさせていただきます。

昨年 かんば健康増進支援事業というのが法改正で新たに設けられまして、きっとそれは法改正のときに予定されたような事業が着々と実施されているのではないかと思います、そうしたソフトの支援事業のほかに、一つ加入者福祉事業の中では目玉とも言われておりますのがカーサ・デ・かんばという介護サービス施設の施設でございます。

資料もちょうだいいたしましたんですが、ちよつと資料が見当たらなくなつて数字を申し上げられなくて恐縮でございますが、大菱カーサ・デ・かんぼの場合の利用状況はよろしい、しかも待機していращやる方がウエーティングリストにたくさん載つていращやるというようなことがわかるわけでございます。

そういうことから考えますと、今回、介護割り増し年金つきの新商品を設けられたことは大変いいことだとは思いますが、金銭的な面のバックアップよりもむしろ現物給付型の保険サービスというものが簡保に対する一般国民の期待としては大きいのではないかと思います。このあたりいかがでございましょうか。局長にお答えいただいて、その後、もし大臣何か所信があれば、それら続けてお答えいただければと思います。

○政府委員(高木繁俊君) 高齢化社会が進みますと当然寝たきり等の状態になる人もふえてくるだろうというふうに考えられるわけでございます。こういう場合の給付につきましては、御指摘のとおり金銭の給付だけでなしにいわゆる現物サービスと申しますか、介護サービスを提供するということもまた考えられるところでございます。

しかし、こういう現物給付サービスを提供するということになりますと、その前提として介護施設でありますとか介護人を確保しなければならぬい、あるいは介護に関するノウハウもやはり必要であるというようなことで、介護サービスを広範にかつ長期的に提供する社会的な体制が必要であるうというふうに思うわけでございます。

郵便局の場合は全国津々浦々にございますの

で、ある地域ではこのサービスが提供でき、またあるサービスが提供できないということになるのがある。はちょっとぐあいが悪いと思いますので、基本的にはできるだけ幅広いサービス提供体制が必要だろうと。そういたしますと、現在の段階で簡保として直ちにそういう商品の開発をするという段階にはまだないなというふうに思っているところでございます。

先ほど名前が出ましたカーサ・デ・かんぽ浦安でございますが、これにつきましては簡保事業の一環として設立したところでございまして、この加入者ホームで寝たきり老人とかあかぬけ老人とかあるいは自力で入浴困難な方に対して巡回入浴サービスというようなこともやっております。ただ、浦安本体ではまだ介護を要するようなケースが発

生してないということもございまして、こういう実際のパイロットプランの中での実情を見ながら、介護サービスのあり方であるとか、あるいはこれが事業経営にどういう影響を与えるのかということを考えながら開発の可能性について研究してまいりたいというふうに思っております。

○国務大臣(日笠勝之君) 現在、厚生省の方でゴールドプランの実施中でございまして、ホームヘルパー十万人とか、これを前倒しでいこうとい

うようなことで今充実しようとしております。
 その中で、簡保独自でこういうパイロットモデル事業のようなものを全国展開していくかどうかというところにつきましては、今後もう少し新ゴールドプランのできぐあい、進捗ぐあい、こういうものも勘案しながら、どういう形でサポートできるのか、こういうふうなことは今後研究課題とさせていただきます。

○川橋幸子君 将来に向けての課題ということでお取り組みいただければ大変ありがたいと思います。

最後に、簡保を外れまして郵貯なのでございますが、やはり福祉に関係のある質問でございますので、一問質問させていただきたいと思ひます。

福祉定期預金というものでございます。

ことしの二月、一年間延期が決まっておるわけでございますね。ことしの二月だけかと思つたら、この資料を拝見しますと、今までいつも期限切れが参りますとすつたもんだの大変な努力を重ねられて小刻みに小刻みに、なくすわけにいかななくてここまでやってきているわけでございます。それから、高齢化社会の中で、福祉の費用ということから税の改正の問題も出てきておりますし、

年金改正の問題も出てきております。そういうときに弱い方々にどのようなサポートの手を差し伸べるか、そちらの方をまた考えなければいけないということだと言われているわけでございますが、この福祉定期預金というのもそのように考えられる商品のように思います。毎回毎回、その都度大騒ぎするのではなくて、制度的に

確立することに御努力いただけないものかどうか、最後にお尋ねして、もしよろしければ大臣からお答えをいただいて終わりにします。

○国務大臣(日笠勝之君) 私も野党時代に先生と同じようにこの福祉預貯金は期限を延長するようになつたといふことを主張してきた一人でございます。おっしゃる通りに、結局毎年のように期限切れが来ると延長していく、また期限が来ると延長していく。まさにこれは国権の最高機関である立法院

で先生のような方々、いろんな各方面からの御意見、御質疑があつた結果が結論としてそういうふうになつてゐるんじゃないやなからうか、このように思ひます。

御存じのように、現在、福祉定期預貯金の対象者、いわゆる老齢福祉年金とか障害基礎年金とか遺族基礎年金などの受給者は約五百四十万人います。

らっしゃいます。今、郵便貯金と民間の金融機関、これは本年四月末現在でございますが、一人で重複する場合もあってしょうけれども、延べで八十二万人ぐらいの方しかまだ加入といいましゅうか、預け入れをされていないわけなんです。まだ十数%の方しか加入されていない。預け入れておられます金額も、郵便貯金ですと一件当たり百八万円、民間の方でも百三十一万円、三百万円とい

う上限があるにもかかわらず、まだ簡いっぱいまでいっていい方がほとんどである。

こういうことを考えますと、とりあえず今は四・一五％の利率でござえますが、当面はいかにPRをするか、五百四十万の方がいらっしやって、まだ十数％の方しか入っておられない。そういうことで、当面はしっかりいろいろな政府広報また郵政省独自のPRを通じまして、利用状況が活発化

するやうに最善の努力をしていきたい、このやうに考へております。

○山田健一君 山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

日笠大臣におかれましては、大変大きな時代の今まさに転換期の中でこの郵政事業なり電気通信、放送、大変大きな、重大な使命と役割を担つ

ておる立場ということで大臣に就任をいただきました。こういう時代でありますだけに、ぜひひとつ頑張っていたきたい、このように思っております。

私は郵貯の関係について質問したいと思います
が、先ほど加藤委員の方からかなり総まくり的に質問がなされましたので、多少角度を変えて私の方から質問させていただきたいと思います。

その前に、今回の郵貯法の改正の中にもあります。

すが、郵貯特別会計の金融自由化対策資金の運用範囲の拡大ということが今回盛り込まれておりますが、この自由化対策資金の運用の範囲の拡大それから運用対象を多様化していくということも今日まで一つの大きな課題として実はあったわけでありまして。特に、こゝしは大臣も連立与党の予算のチームで大変苦勞いただいて、本当に汗を

流していただいていたわけでありました。郵貯の地域への還元、地方公共団体、第三セクターへの融資ということで今回郵政省としても新規に要求していただきましたし、実はこの重要性、意義というものについては改めて申し上げませんけれども、私たちがプロジェクトチームをつくって何とかこれは実現をしたい、こういうことで取り組んでまいりました。

この委員会におきましても、これはもう衆参の通信委員会で昭和六十二年以来累次にわたって附帯決議がつけられてきておりまして、何とか実現をしたい。特に、こういった地方公共団体や第三セクターということで、かなり公共性の高い事業へ融資をしていくところを活路を切り開いていきたいということを我々も念願をしておいたわけですが、残念ながら今回認められなかったわけであります。

いろいろ折衝の過程で問題等あったんだろうと思いますが、今回の要求に対して認められなかった理由は一体どこにあったのか、そしてまたこれがネックになっておるのかということがわかれれば、これは大臣あれでしたら、まず局長の方からでもお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(山口憲美君) 交渉の関係でございまして、まず私の方から御説明させていただきます。

郵便貯金資金の地域へのいわゆる直接還元という問題でございまして、これは繰り返しのことになって恐縮でございしますが、いわゆる郵便貯金の資金というものが全国津々浦々から集められた資金だということから、やはり地域の資金ニーズにこたえて直接地域に還元するというのが非常に資金の活用方法として好ましいものであるということ。それからまた、借り手側の地方公共団体等にとっても新たな長期安定的な資金調達ルートが開けるということで非常に歓迎されるべき性質のものであるということ。それからまた、郵便貯金という立場からも、いわゆる金融自由化対策資金の運用として運用対象が多様化するということが非常にメリットが大きいというふうな観点でございまして、またさらには昭和六十二年以来衆参両院から政府に対してその実現を求める国会決議がなされているという背景もございまして、平成六年度につきまして何とかこれを実現したいものだというところで大変力を入れて対応してきたところでございますが、今先生御説明のとおり、実現するところはまだ至っていないということでござい

ます。

郵政省といたしましては、この政策の必要性を強く主張いたしまして、かなりハードな折衝を続けたのでございまして、大蔵省の主張はいわゆる国の政策融資の二元化につながるということでございまして、郵便貯金資金というのは、資金運用部を通じて、そして財投という形で地方には還元されているじゃないか、それに加えて金融自由化対策資金が地方に融資をするというのは国の政策金融の二元化になるということで非常に大きな制度問題であるというふうなところと、それからもう一つは、既に財投を通じて地域還元で十分に郵便貯金資金というのは地方に還元されているんだというふうなことで、地域の資金ニーズに対して郵便貯金としては十分こたえているじゃないかというふうな議論がかみ合いませんで、残念ながら未調整に終わったということでございます。

これまでも山田委員を初め多くの先生方からお力添えをいただいてやってきている問題でございまして、残念ながら今回もまたうまくまいりませんが、引き続き私もとしましてはこの実現に努力していきたいというふうに考えておりますので、お力添えを賜り、また御指導いただきまますようによろしく願ひする次第でござい

○国務大臣(日笠勝之君) この件につきまして、今先生御指摘いただきましたように、連立与党として予算編成の段階で大変多くの通信委員の方々を中心とする皆様から御要請をいただきました。そこで、郵政省の局長、当時まだ私郵政省側に

いまして、またさらには昭和六十二年以来衆参両院から政府に対してその実現を求める国会決議がなされているという背景もございまして、平成六年度につきまして何とかこれを実現したいものだというところで大変力を入れて対応してきたところでございますが、今先生御説明のとおり、実現するところはまだ至っていないということでござい

地方自治法九十九条二項にのっとっていわゆる決議書、要請書を送るところ、そのあたりからこの辺の重要性というものがだんだんと国会内外を通じて認知されていくのではないのでしょうか、このように申し上げたところでございまして、私も一人個人として地元市町村等々と呼びかけて、先ほど申し上げたような手法で世論を喚起しながら鋭意この問題については取り組んでまい

ておりますので、今三百八十二団体いただいておりますけれども、さらにそういった声が目に見えるような形に持っていくように努力をしたいと思いますというふうに考えております。

それから、制度論の方のお話でございまして、これにつきましては、私も要求しているのは政策金融をやりたいというふうな申し立ては、自由化対策資金の運用対象の一つに加えてほしいということをお願いしているわけでありまして、いわば民間ベースとい

いますか、民間と同じような立場でもし資金のニーズがあるのならおたえをしていきたい。ただし、その場合にもなるべく有利な、市町村の皆さんに借りていただくような形で融資をしていくということにはなりますが、そういったいわゆる政府ベースの融資ということではなくて民間ベースの融資という形にいくということでありまして、制度論として矛盾するものではないというふうに私も御説明をさせていただいてござい

ます。いすれにいたしましても、すれ違ひの議論にばかりなりましてなかなか進展しにくいところがございますが、自治体の要望というふうなものを、今大臣からも御示唆いただきましたけれども、もっと大切にしているいろいろな形のあるものにしていくことが必要かなというふうに考えている次第でござい

○山田健一君 これは我々にとっても課題だというふうに受けとめておりますので、引き続きひとつ我々も努力をしたいと思いますし、ぜひ頑張っていたください。とりわけこういう状況の中で、地方自治体あるいは第三セクターというふうな言っておりますが、自治体にあつてもそういう資金ニーズというのはいくらもありませんところからぜひ欲しい、民間の場合もいろいろありますから、特に法律的にも郵貯の中に地方債の項目入っているわけですから、いろいろな事情があるんだらうけれども、そこら辺はきちんと地方自治体の声にこたえ

ていくということにぜひ我々も努力をしていきたいと思ふので、よろしくひとつお願いを申し上げます。それでは、郵貯に関連をいたしまして、今回の金利の自由化でございます。

四月八日の郵政、大蔵の合意に至った経過、経緯について先ほど御説明があったわけでありましたが、今回の中身的には今日まで大変難航したいろいろな議論の中で結果として痛み分けの部分もあるんではないか。民間に運動していくという部分ではかなり入れながらも、結果的には一％金利的に上乗せを獲得したという格好になるんだらうと思うんです。民間の金融機関の方は大変不満が残った内容だということ、見直し協議の中でもう早くもこのルールを見直しを求めているというように今とまでいろいろ今伝えられているわけでありまして、郵政省側として今回のこの合意の中心身についてどう受けとめておられるのか、その評価について、これは大臣の方からでもお願いいたします。

○国務大臣(日笠勝之) 金利の自由化は昭和五十四年度の譲渡性預金、CD創設からスタートしておりまして、本年で十六年目でございます。この流動性預貯金の金利自由化に関する合意がなされたことは、その間非常に長い間の歴史がございまして、まさにラストステージであるわけでございます。

郵便貯金法第十二条には、市場金利を勘案するということとか預金者利益の確保であるとか、またあわせて民間の預金金利にも配慮するという三点が調和した内容となっております。金利自由化の完了に当たりますラストステージでありますこの流動性預貯金の自由化を機に、私どもとすれば、郵便貯金を含めた金融機関がそれぞれの立場で相補い、相競い合っていく中で多様化する国民のニーズに対応していくことが肝要であらうと思っております。

四月八日の大蔵省との合意につきまして、一部の民間の金融機関からいろいろ声が聞こえてまい

りますけれども、とりあえずこの法律を通していただきます。そして金利を定め、十二月にもう一度協議をする、こういう方向で第一歩を記させていただきます。かように思っておりますわけでございます。

○山田健一君 先ほど御指摘があったんですが、十二月の協議というものが今大臣からもくしくも答弁がありました。これは十月一日からスタートするというので、今回のこの合意の中には見直し協議、十二月の末にもう一回協議をする、こういうことになっておるようでありまして、年末には再度また協議をする。

それは、確かに十月からスタートをしまして、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、実際に自由化になってみないとどういう金利の設定に民間が踏み込んでくるのかわからない、どういふ商品が予定をされておるかわからない。確かにそれはそうだろうと思ふ。しかし、十月からスタートして、年末に予算の時期もあるからということとさつきもおっしゃっていましたが、この十月スタートで、年末にさらに一回見直し協議ということになってくると思うのであります。

そこで、ちょっとはつきりさせておいてもらいたいのは、この今回の合意の中身、ルールまで含めて見直し協議に入っていくのかどうか。ただ、どうも先ほど貯金局長の話を聞いていますと、いや、まあちょっとお話をしましょう、十月からスタートしていろいろあるでしょうし、ちょうど予算の時期にもなるから窓口はあけていろいろ御相談しましょうというぐらひの話になるのか。この年末の協議、これについていわゆるルールまで踏み込んでいった協議となっていくのかどうなのか、そこをちょっとはつきりさせておいてください。

○政府委員(山口憲美君) 十二月の見直しというのが大分大きな話題になっておりまして、私たちもむしろびっくりしているというふうなことでございます。一つは、十月実施ということと十二月というの

は非常に近いということなんですが、実はこれは合意をしたのが大分前なものですから、十二月ごろには金利の状況がどんなふうに変わってきているか、そのほか民間でもいよいよ自由化ということになれば新商品を何かつくろうというふうな動きが出てくるのか、いろいろ準備をされますから、かなり我々が予想できないような動きというのがあるんじゃないかなというふうなことも考えまして、もし状況に大きく変化があつて何か話でもしなきゃいけないというふうなことであれば、これはお互いに聞く耳持つことにしましょう。

これは別に私どもの方が常に被害者ということじゃございませんで、被害者という言葉はちょっと適当じゃありませんけれども、双方、状況の前提が変わってきますとやはり制度そのものがうまく機能しないというふうなこともなりますので、一応お互いに聞く耳持とうというふうなお話でございます。今何かこれまでやってきた協議のようなものをまた御破算にしてやり直すようなそんなふうな感じだとすると、ちょっと私どもが考えているのとは違うということでございます。

ただ、環境の変化、状況の変化を踏まえて常に見直しをしていきたいと思います。さしむきのところ十二月が予算の時期でもあるので、そのときにちょっと状況というのをひとつ点検してみましようかと、こういうふうなことでございます。

○山田健一君 その点は、じゃそういう形で理解をさせていただきます。それからもう一つ、やっぱり民間のサイドからいろいろ指摘をされておりますいわゆる金利差による将来資金シフトが起こるのではないかと。これはずっと前から言われてきておることなんでありまして、先ほど一％の差を設けた根拠は何かという点について、従来もそうであったが、約一％ぐらい金利差があったと、これを維持しているという点になったんだという御説明をいただいたわけでありまして、普通預金と通常貯金ですからかなり違ふのかもしれないが、この資金シ

フトの問題については、これから自由化がこの十月一日から完全にある意味ではスタートしていく、そこら辺を踏まえて中長期的に見た場合に郵政省としてどのような見通しを持っておられますか。

○政府委員(山口憲美君) これは、先ほど御説明いたしましたように、事金利に関しては従来からの実績、実績と申しますのは資金シフトといいますが、資金の集まりやあいというふうな実績でございますが、大きく資金が動いているというふうなことはございまして、やはり民間の普通預金と通常貯金のバランスというものは金利の面でいえば一％程度というのは妥当な線かなというふうなことを考えておまして、そういう意味では今回の合意で資金がどちらかに振れるというふうな形を前提にしているものではないというふうなことを考えております。

ただ、これから普通預金、流動性預金というのは単に金利だけではございまして、やはりサービス面というものが非常に影響してくるというふうなことでございまして、そういう意味ではこれは金利というよりもサービス合戦というふうなものがかなり大きく影響してくるんじゃないかというふうなことを考えておまして、私どももそういう意味では負けないように、ひとつお客様に使い勝手のいい流動性預金というものをにしていかなきゃいけないというふうなことを考えておるところでございます。

○山田健一君 確かにおっしゃるとおりで、私も、金利の問題というよりも、確かにそれは大事なポイントではあるわけですが、これからのサービス、それから商品性の問題、これがやっぱりこれから大変な、特に民間は民間でいろいろ独自の開発をしていくということにならうと思ふ。それに対して、じゃ一体どう対応していくのかという点で、今おっしゃいましたように、これから自由化後のとりわけ郵貯としての今後の商品性の問題とかサービスのあり方、特に郵貯の性格

からいって小口の方々を含めて利用者の立場に立ったこれからの商品の開発のあり方、こういうものもこれから真剣にやったり取り組んでいかなければいけないだろう、こう思っておるんですが、この点についてどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(山口憲美君) 郵政省といたしましては、今後、自由化が完了いたしますので、預金者に金利自由化のメリットを実感してもらうというふうなことを基本といたしまして、やはり商品、サービスの改善を図っていく、こういうことであらうというふうにお考えしております。

今、具体的に少し申し上げさせていただきますと、一つは中長期の預金、今年までですが、これを超えた中長期の預金というふうなもの、あるいは金利のつけ方に変動金利というふうなものを導入するというふうなこと、それからこれはセカンドライフ貯金というふうなことで予算の中でもお願いしているんですが、いわゆる日々の生活設計に合わせて受け取り方法で選択をできるように特徴のある貯金というふうな、こういったものが今さしむき私どもとして手がけてみたいというふうな思っている具体的な商品でございます。

いずれにいたしまして、私どものサービスというものは法制上の制約というふうなものがございまして、一々いろんな方にお話をしなきゃならないというふうな制約はございますけれども、商品開発あるいはそういったものが預金者のニーズにこたえるものになるように努力していきたいと考えております。

なお、現在、学者の皆さん方にお集まりをいただきまして、商品設計でありますとかサービスのあり方につきまして、自由化のもとでどうしたらいいのかというふうなこともいろいろ御審議をいただいで、前向きに対応しているつもりでいるところでございます。

○山田健一君 今そういう形で取り組みをいただいておりますという報告をいただきましたが、例の貯蓄貯金、おとしですか、通常貯金の市場金利連

動型商品、三十万円型と十万円型ですか、二種類あるわけですが、これどうも聞いてみますと、これは統計がないということで推計で約四百五十億円、残高が、トータルで、極めて利用度が低い状況にあるわけ、どうなんですか、これは官民共通でつくったわけですが、これからやっぱり改善をしていく必要があるのかなという気がするんですが、これはどうでしょう。

○政府委員(山口憲美君) 御指摘の通常貯蓄貯金につきましては、確かに御利用は低い、今お話しのように残高四百五十億円でございます、通常貯金全体が十二兆五千億円ですから、〇・四％程度というところでございまして、流動性預金の一つの柱というにしてはちょっと弱過ぎるということでございます。

そこで、私どもは昨年の十月に最低残高制限額の引き下げをさせていただきまして、それからいわゆる通常貯金との間でスイングサービスができるようにというふうな形でのサービス改善をいたしまして、その後の推移を今見守っているというふうなところでございます。

いずれにいたしまして、貯蓄貯金の金利につきましてはこの十月から自由化するというところでございますので、まずは民間の皆さん方も含めてですが、自由化後の金利の設定状況がどういうふうになるのかというふうなこと、それからまたそういった金利を受けての利用動向がどういうふうになるのか、あるいはまた民間の金融機関の商品設計というふうなものがどう変わっていくかというふうなことも踏まえながら、ひとつ私どもももう少し利用していただきやすい商品性の改善についていろいろ検討していきたいというふうな思っているところでございます。

○山田健一君 それと同時に、自由化ということになりまして、今度は逆に言うところ預金者なり貯金者、今度は逆に預金者なり貯金者みずからがその商品選択に責任を負わなきゃならぬ、逆に言えばこうい時代だと思ふんです。それだけに、

ある意味では預貯金者に対する、特に貯金者ですね、郵貯の関係でいえば、自由化、さらにはその後に向けていろんな商品、サービス含めての情報提供ということが非常に重要になってくるんだらうと。

特に、小口の貯金者に対して的確なやっぱり情報を提供しながらアドバイスをしていく。その意味では、ファイナンシャルアドバイザー制度ですか、FA制度というのが設けられているようでありますが、そのことが本当に重要になってくるのかな、その活用をしっかりとっていただきたい、こういうふうな思っているわけです。ただ単に商品とかサービスをアドバイスするというんじゃなしに、やっぱり地域密着型の、それぞれのライフスタイルにぴしと合ったような形のアドバイスができるような、やっぱりそういう制度というものをにしていって、その本来の役割、使命を果たしていくということが必要なんじゃないかと思ふんですが、そのことについてどうでしょう。

○政府委員(山口憲美君) この点は委員の全くおっしゃったとおりだと思ふに思っています。といいますのは、実はファイナンシャルアドバイザーの通信講座というのを私どもも今始めているわけですが、始める前に、こういうものをやっても本当にみんな受講してくれるのかなという若干不安を持っていたわけですが、実際に開いてみましたら、もう郵便局の職員の方々がわっと応募されました、大変びっくりいたしました。

それは何かといいますと、やはり窓口あるいは外務員の皆さん方がお客様と接しておりますと、従来のような形だけではなかなか仕事にならないというところでございまして、やはりライフステージに応じた資産形成だとか運用についていろいろ商品が多くなっている、そういう中でどう選択したらいいかというのを非常に今利用者の方が悩んでおられる。そういうものに對して一言も言えないということでは仕事にならないというのが現場の実態だということでございまして、それを

反映したのが応募の状況だったということでございます。

そういう意味で、私どももこういったコンサルティング機能というものが非常に大事だと。金利の動向でありますとか金融商品、あるいは年金の関係、税金の関係、こういった知識の付与ということが非常に大事だというふうにお考えしております、この通信講座のほかにも各種の教育の機会をつくりまして、職員に対してそういった能力の付与をしていきたいというふうにお考えしております。

○山田健一君 最後であります、日笠郵政大臣に基本的な決意なりお考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

先ほどからありましたように、いよいよ十月でもって一連の自由化が完了する、まさにそういう新しい一つの時代を迎えようとしておる。そういう状況の中で、今もお話がありましたように、さまざまな商品性、サービスの問題等々含めて、あるいはまた金利がどういう形でこれから動いていくのかということもやっぱり大きな関心になってまいります。もちろん郵貯の経営というものが、郵貯のそういった今後の時代に向けてのあり方についての基本的なこれからの取り組み方でも結構ですから、決意をぜひお示しをいただき、そのことによって私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(日笠勝之君) 今後、金融の自由化というものが進展をしていくことは御承知のとおりでございます、その片方、いわゆる民間金融機関では補えない、例えば小口の取引であるとか、また不採算地域の利用者の利益等は、これは損なわれるということも想定されるわけでございます。

このような中で、独立採算、国営・非営利というところでの郵便貯金事業というものは、今後金利自由化の中で経営努力を大変必要とされることは御案内のとおりでございます。しかし、これらを

克服していかねば個人や地域の利用者の利益に十分配慮したことはなりません。

今後とも、郵政省といたしましてはあまねく公平ということをもっといいたしまして、先ほど申し上げました郵便貯金法のあの三点の調和ある観点から、郵便貯金の基本的な使命が達成されるように鋭意努力をしてまいれる所存でございます。

○山田健一君 終わります。

○委員長(森嶋子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森嶋子君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより三案について順次採決に入ります。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(森嶋子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(森嶋子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

岡野裕君から発言を求められておりますので、これを許します。岡野君。

○岡野裕君 私、ただいま可決されました簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、新緑風会、

公明党・国民会議の各派及び各派に属しない議員鈴木栄治君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を読み上げます。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、長寿福祉社会の実現と金融自由化への適切な対応を図るため、次の各項の実施について、積極的に努めるべきである。

一、簡易生命保険は、簡易に利用できる国民の生命保険として、国民の自助努力による経済生活の安定向上に役立てるため、今後とも、国民のニーズに即した商品の開発充実、加入限度額の引上げなど制度の改善を図るとともに、加入者福祉サービスの一層の充実を努めること。

一、簡易生命保険の積立金は、加入者に対する将来の保険金・年金の支払のための原資であることを十分に認識し、その確実かつ有利な運用に努めるとともに、リスク・ヘッジ手法の一層の充実、より効果的な分散投資を可能とするための運用対象の多様化等資金運用制度の改善を図ること。

一、国民の自助努力を一層支援するため、生命保険・個人年金に係る税制上の支援措置の充実を図ること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長(森嶋子君) ただいま岡野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(森嶋子君) 全会一致と認めます。よって

て、岡野君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、日笠郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。日笠郵政大臣。

○国務大臣(日笠勝之君) ただいま簡易生命保険法の一部を改正する法律案、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案を御決いただき、厚く御礼申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございます。

○委員長(森嶋子君) 次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(森嶋子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

山田健一君から発言を求められておりますので、これを許します。山田君。

○山田健一君 私は、ただいま可決されました郵便貯金法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、新緑風会、公明党・国民会議の各派及び各派に属しない議員鈴木栄治君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、この法律の施行に当たり、金融自由化の進展等郵便貯金事業を取り巻く環境変化に対応するため、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

一、預貯金金利の自由化が完了することにかんがみ、国営・非営利の郵便貯金の金利決定に

当たっては、引き続き金利自由化のメリットを広く国民が享受できるよう特に配慮するとともに、小口預金者にも適切な金融情報が提供されるように努めること。

一、金融・経済環境の変化に的確に対応し、郵便貯金資金の一層の運用の安全確保を図るため、金融自由化対策資金の運用対象の多様化を行い、全国各地から集められた郵便貯金資金を直接地域に還元できるようにするなど、資金運用制度の一層の改善・充実に努めること。

一、多様化する国民利用者のニーズに対応するとともに、国民の自助努力を支援するため、老後生活の充実に資する商品・サービスの開発や預金者貸付制度の改善など、引き続き利用者の利便向上に努めること。

一、権利消滅金については、もともと預金者の大切な貯金であることにかんがみ、消滅を防止する方策をより一層推進するとともに、その使途に関しては、資金の性格に十分配慮し、国民利用者の理解が得られる施策の検討を進めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(森嶋子君) ただいま山田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(森嶋子君) 全会一致と認めます。よって、山田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、日笠郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。日笠郵政大臣。

○国務大臣(日笠勝之君) ただいま郵便貯金法の一部を改正する法律案を御決いただき、厚く御礼申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵貯行政を進めるに当たり御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。
委員各位に厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(森嶋子君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(森嶋子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十二分散会

平成六年六月十六日印刷

平成六年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局